

平成23年第4回葛城市議会定例会会議録(第3日目)

1. 開会及び散会 平成23年12月13日 午前10時00分 開会  
午後 3時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市 民 生 活 部 長	松 浦 住 憲
都 市 整 備 部 長	石 田 勝 朗	産 業 観 光 部 長	吉 川 正 隆
保 健 福 祉 部 長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上 下 水 道 部 長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 3番 岡 本 吉 司 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西井副議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回葛城市議会定例議会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、1番、辻村美智子君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

1番、辻村君。

辻村議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただき、私、辻村より子ども・若者育成支援事業についてご質問させていただきます。質問は質問席により行わせていただきます。

西井副議長 1番、辻村君。

辻村議員 それでは、子ども・若者育成支援事業についてご質問させていただきます。子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況であることを踏まえ、子ども・若者のすこやかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援であるこの事業が実施されて1年が経過しました。また、本年10月より相談日をふやされ、毎週月、木、金、土曜日にサポートルームを実施していただいておりますが、現在の利用状況をお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの辻村議員のご質問にお答えいたします。10月より相談日をふやしておりますけれども、今までは木曜日午前10時から12時までと午後1時から4時までということで実施しておりましたけれども、祝日を除く月曜、木曜、金曜、土曜の週4回にサポートルームの相談業務を拡充させていただいております。10月からの2カ月で、相談件数は延べ27件でございます。相談の内容といたしましては、以前からの継続相談が21件、新規相談として関係機関からの紹介等によるひきこもり、就労に関する相談が6件という状況でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまの部長よりのご答弁によると、相談日をふやしたことにより、サポートルームの利用者がふえているというふうに思われます。市内には困難を有する子どもや若者が増加しつつあるので、この事業の必要性が重視されます。

今後の計画についてもお伺いしたいのですが、それは後ほどお伺いするにして、6月の一般質問のときにご答弁いただきました関西大学と共催で開催されている子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修会、これについてお伺いいたします。この研修会は、12月10日をもって研修会を終了いたしました。この研修会の実施内容についてお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、平成23年度内閣府の困難を有する子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修会事業といたしまして、関西大学と協定を結んだこともございまして、共催で実施させていただいているところでございます。この事業は、年5回、子ども・若者支援に関するひきこもり対策や地域臨床、自殺問題など、子ども・若者支援のための幅広い視点でのテーマを定め、7月から12月までほぼ月1回のペースで、県の関係者を始め、県内市町村職員、市議会議員、主婦の方等各回およそ30名の方のご参加により実施いたしました。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今のご答弁の中で、研修会の参加者に市町村の職員ということがありましたが、葛城市以外の他市町村で、このような事業を実施されているところがあればお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 こういった事業を実施されているということではないかと思うんですけれども、青少年のための事業ということで、私どもがやろうとしております事業をこれから実施しようということで考えておられる市町村、あると思うんですけれども、大和郡山市の青少年センターの方が参加いただいております。また香芝市青少年センター、あるいは斑鳩町教育委員会事務局の生涯学習課の方が、私どもの研修会にご参加いただいております。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今お伺いした中では、香芝市が一番隣の市になっておりますが、香芝市の青少年にかかわる支援の状況をご存じであればお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 香芝市の青少年センターということなんですけれども、私、詳しいことは存じ上げておりませんが、健全育成活動ということで、青少年の健全育成と非行化防止を図るため、地域関係機関、団体と連携して補導活動、市内の巡回指導を行っているというふうに聞き及んでおります。また、啓発活動といたしまして、市内の巡回広報、青少年健全育成市民集会、少年の主張の作文発表、講演会の開催等、青少年の健全育成を願って、広報啓発活動を行っておられるということでございます。また、社会環境の浄化活動ということで、青少年を取り巻く有害な環境を浄化するため、関係店舗への立ち入り、巡回啓発指導、市内の巡回を行っておられるということでございます。

また、青少年の自主活動の促進ということで、自然社会体験の活動を通して、友達や家族とのコミュニケーションを図る機会をつくり、青少年の社会性や主体性、思いやりの心を育てますということで、香芝市青少年指導員協議会とともに、ふるさと探訪、雪体験ツアーなどを実施しておられるということでございます。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 隣の香芝市の支援というか、青少年に関する事業のことについては、本市でも行っている

ことと同じだと思います。ただ、ただいまの子ども・若者育成支援事業について違うところは、やはり子どもたち、青少年といいますと大体15歳の子どもたちなんですけども、この事業については、やはりゼロ歳児から39歳までというふうに考えておりますが、これからのことについてはまた後ほど聞かせていただきますが、地域協議会を立ち上げられて運営をしていただいているんですが、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者支援方法の策定や役割分担の決定及び認識の共有などを行い、協議会を円滑に運営していくということでしたが、現在の地域協議会の運営の内容をお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの地域協議会に関するご質問でございますけれども、葛城市地域協議会の設置目的でございます子どもや若者が就学や就労をせず、社会とのつながりが希薄になり、自宅以外での生活の場が失われてしまうことが大きな社会問題となっております。そこで、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する葛城市内に居住する子ども・若者に対する支援を円滑に実施することの具現に向けて、具体的な活動として協議会メンバーの中でも、特に日々子ども・若者支援にかかわっておられる機関、施設の方にお集まりいただく実務者会議を開催し、本市の子ども・若者支援の充実について情報交換等を行いながら、協議会としての役割が発揮できますよう、努めているところでございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまのご答弁の中に、協議会メンバーで実務者会議を開催されているということですが、この実務者会議の中では、教育、福祉、雇用、その他の関連分野における連携がとれていないように、私は思います。また、先ほどご答弁いただいたサポートルームの相談業務についてですが、週4回に相談日をふやしていただいておりますが、臨床心理士の先生が毎回違うという声が相談者から聞いております。そのため、相談に行かれても落ち着かないと。落ち着いて相談することができない。毎回、説明をしてから相談をするというふうな状況になっているというふうに聞いております。この件に関しましては、6月の一般質問で申し上げたように、やはり臨床心理士を専任する、専従して置いていただくべきだというふうに思います。この中でずっと聞かせていただいたんですけども、やはりこの協議会の運営の中で、葛城市として他の部署、例えば保健福祉部、それから、産業観光部ですか、の部と連携をとりながら、この協議会の実務者会議を行われているとは思んですけども、その連携が余りとれていないように感じられます。その点から、以前から要望しております施設の確保についてどう考えておられるか、そういう点を踏まえて、今後の事業計画についてお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、今後の事業計画ということでございますけれども、今後の計画につきましては、ただいまの事業自体が奈良県で最初でございますし、教育委員会として既存のふたかみ教室との連携を図りながら、将来社会へ出るための学習や訓練を実施することで、他の相談者とコミュニケーションを図ることができる居場所となる施設の確保が、議員がおっしゃっていただきますように大切であると考えております。本事業

業を充実発展させるためにも、拠点づくり等更なる検討が要るものと思われます。今後は、現在、支援活動や相談業務を週4日間、別々の4人の臨床心理士によりまして行っているのが現状でございますけれども、相談される方にとりましては、同じ臨床心理士に対して相談の時間をとることが大変難しい現状が課題となっております。まずは、この相談体制の改善を図りたく、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまのご答弁でしたら、なかなかこうしていきたいというふうに努めていきたいということはおっしゃっていただいておりますが、明確にこの施設を確保するということとか、それから、臨床心理士を専任するということは受けられないので、そこでちょっと市長にお伺いしたいのですが、この事業を、ただいま教育委員会で受けていただいておりますが、先ほどの部長の答弁では、教育委員会としてふたかみ教室との連携を図りながら、支援を実施するということでしたが、この事業は教育委員会はもちろんですが、葛城市全体で取り組む事業だと思います。また、以前にも申し上げておりましたが、やっぱり葛城市の未来を担う子どもたちのためにも、やはり市長はすごく力を入れていただいていると思いますので、施設の確保、それから、臨床心理士、その点について、市長の方からお考えをお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 ただいまの辻村議員からのご質問でございます。子ども・若者育成支援事業というのは、元々この先ほど教育部長が答弁いたしましたとおり、ふたかみ教室を開催しておった、これが長年継続しておるといふことの実績のもとに、関西大学の石田先生が県と、また国と協議をいただいて、その実現の場というか、地域に密着をしたところで子ども・若者の育成を健全に図っていくための1つの入り口、窓口として葛城市という場所を選んでいただいて、ことし始めさせていただいたところでございます。まだ始まったところで、どのような形でそれを具現化していくのかというのは、これから考えていかなければなりませんし、国の支援体制、サポート体制自体もまだほとんど定まっていない状況の中で、他の都道府県では、NPO法人がこの施設を運営されたり、それに対して、NPO法人に対して補助金がありたり、その補助金で運営されたりという形で、市が実質的な窓口となって運営をしているというところは、ほとんど見受けられないと思います。奈良県の中でも葛城市だけでございますし、他の都道府県というか、市町村の中でも、葛城市というのは希有な存在であるというふうには認識しております。

ですから、それをどういう形で充実していくのかということは、今後、検討していかなければなりませんし、皆さんの考え方を吸収していきながら進めていきたい。当然、ゼロ歳から39歳までという思いはありますし、皆さん、そう思いなところはありましようけれども、今回、国の方から、また県の方からいただいている補助金なり、またその範囲ということで、は学生という部分でのお話でございますので、ゼロ歳から学校に上がるまでの部分というのは、相談の中には入っていないわけです。それを、いろいろと葛城市では、ことしは緊急雇

用という形で相談員、子育ての相談員を子育て福祉課と健康福祉センターの方に1名ずつ置かせていただいて、健康診断に来られたお母さん方が相談をしやすい体制をとっていく等、配置をさせていただきましたし、将来的にはこれを一体的に相談、市民の皆さんが子育てに関することや、また社会に参画をしていくための相談ができる窓口をつくっていくこと、統一的な窓口をつくっていくことということは必要であるというふうに認識はしております。ただ、臨床心理士をすぐ確保するとか、どういうふうにしてその方に働いていただくのかということも含めて、当然お金のかかる話でございます。裏づけも含めて、市がその人を確保して、ずっとやっていけるだけの財政的な基盤を含めて考えていかなければなりませんし、そういうことを考えなければ、当然葛城市も臨床心理士をお雇いをして、ずっとそのサポートしていきたいという思いはあるわけでございますけれども、いろいろと情勢等かんがみて、葛城市のできる範囲、また県や国の補助金をいかに確保して、それに充てていけるかということを探索していきながら、それに取り組んでいきたいというふうに思っております。

辻村議員からおっしゃっていただいていることは十分に承知をしておりますし、今、1回から4回にふやし、相談者がふえてきている状況もかんがみながら、施設の確保というか、相談場所の確保、そういうことにも今後、注意をしながら探索をしていきたいというふうに考えております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今、市長からご答弁いただきましたが、ゼロ歳から就学前というのは、やはり保健福祉部の方で支援していただいているということなんですが、これを1つにまとめて総合相談センター、こういったものの設立をお考えではないかどうか、お聞かせいただけますか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 先ほど答弁をいたしましたように、将来的には総合的に相談ができる窓口が必要であろうと。市民にとっては部署は関係ないわけですね。子どものことやから子育て福祉課やねんとか、これやからこの課やねんということは、市民にとっては全く関係のない話なので、それを相談ができる場所、住民の皆さんがそこに行って、いろんなことが相談できる場所というのは、将来、必要であろうというふうに思っております。ただ、現状の中で、すぐにできるかということ、なかなかいろいろな所掌事務の問題で、すぐできないという、また人材の部分もございます。それをにらみながら、どういう形で統合していけるのかということは、今も話をしておりますし、検討課題、優先事項が上の検討課題だというふうに思っておりますので、今後、またいろいろとご意見をちょうだいしながら、進めていきたいというふうに思っております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 市長のお考えはよくわかりました。

昨日、市長は今後の方針について、力強く、熱く、120%の意気込みで語っていただいておりますので、今後のこの事業の展開については、ご期待したいと思います。やはり、葛城市の子どもたちは、これから葛城市の未来を担っていく子どもたちなので、本当にその育成については力を注いでいただきたいと思っております。また、やはり心の病にかかっている子ども

たちに、何とかして力を貸してあげたいというふうにも、私も考えております。これは、行政だけの力ではどうにもできないことだと思います。やはり、地域の皆さんの力もお借りし、いろんな方々の協力を得て、子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと思いますので、また、ご協力も、ご支援もいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

西井副議長 辻村美智子君の発言を終結いたします。

次に、9番、阿古和彦君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

9番、阿古君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、地球環境にやさしい自治体葛城市を目指して、パート6になっております。詳細につきましては、質問席よりさせていただきます。

地球環境にやさしい自治体葛城市を目指してですが、この件につきましては、今回で6回目になります。1度目が平成19年12月議会において、温室効果ガスの濃度の増加によりまして、地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食料不足、災害の激化など、さまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代の子どもたちのために、葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたいとしたのが、たしか平成19年の12月議会であったように思います。

そのときの提言の中では、国のエネルギー対策特別会計による補助金の補助事業の利用、そして、我が葛城市にシャープの太陽光パネルの生産工場があることの大切さと、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただきました。

そして、2度目が、平成20年6月議会において、3度目が平成22年3月議会において、4度目が平成23年6月議会において、5度目が平成23年9月議会において、同じく提言及び要望をさせていただきました。

その9月議会の答弁をいただいているんですが、まず最初にお聞きしておきたいのは、全国にこの太陽光パネル設置に関する自治体独自の補助金を持っておられる自治体というのはどれくらいあるのかということをお聞かせ願いたいのと、その9月議会の答弁の中で、家庭用太陽光発電整備補助金につきましては、今後も検討してまいりたいと、そういうふうになっておりますという答弁をいただいておりますので、その件についてお聞かせ願いたいと存じます。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 阿古議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、全国の自治体で太陽光発電の関係の事業、どれくらいしているかということですが、全国では家庭用太陽光発電設備の補助を実施している市町村は、1,742自治体のうち856自治体ございまして、実施率は

約49%でございます。なお、補助金額等につきましては差異がございます。また、葛城市の取り組み状況ですけれども、奈良県下におきましては、奈良市さん、大和高田市さん、それから、大和郡山市さんの3市が実施しておりまして、奈良県としての実施率は8%でございます。この3市の実施状況でございますが、いずれも国の補助対象になった設備を対象としております。国の補助対象は1キロワット発電当たり60万円以下の設置となっております。60万円を超える設備を設置する場合には、全く補助対象にはなっておりません。ちなみに、補助金額は、1キロワット当たり4万8,000円でございます。奈良市さんにおきましては、平成22年度に家庭用太陽光発電設備補助制度を開始され、1キロワット当たり5万円、上限10万円の補助をされておられ、その設置件数は150件ございました。大和高田市さんも同様に平成22年度から開始となっております、一律10万円の補助をされ、そして、設置件数は30件ございました。大和郡山市さんにおいても、平成14年度から開始され、一律5万円の補助をされ、平成22年度の設置件数は41件ございました。また、家庭用太陽光発電設置には、3から4キロワット規模の発電システムを必要といたしまして、国の補助基準1キロワット当たり60万円を乗じますと、大体180万円から240万円の初期投資費用が必要となるわけです。

ほかの市で行っている5万円から10万円程度の補助金を交付するよりも、もう少し初期費用の軽減策が図られないか、模索しておりましたところ、長野県飯田市さんにおいて、初期投資ゼロの事業を推進しておられることを聞きましたので、飯田市さんに出向いて、事業内容の説明を受けてまいりました。飯田市さんの事業内容といたしましては、平成17年度におひさま進歩エネルギー株式会社というものを立ち上げまして、全国よりファンドを募集し、そこで応募のあった2億円を原資といたしまして、市民に太陽光発電設備の設置に対する費用を貸与し、月々1万9,800円、9年間にわたって返還いただく制度となっており、10年目からは、このシステムは住民に譲渡されることとなっております。貸与期間中の売電収入は、設備設置者の収入となっております。ファンドの募集と太陽光発電設備の設置件数についてですが、平成17年度、2億円で470口、設置件数37件、平成19年度、4億6,000万円で650口、設置件数89件、平成21年度、7,000万円で25口、設置件数32件、平成22年度で4,600万円で101口、設置22件ございました。

なお、ファンドの種類といたしましては、1口10万円で年利率2%、1口50万円で年利率2.5%の2種類がございました。今年度は、第5期目の募集を実施している最中ということで伺っております。ファンドに要する利息または人件費等の必要経費につきましては、複数の施工業者に見積書を提出してもらい、その最低価格で施工することにより、施工費用を節約いたしまして、必要経費を生み出しているということでございます。なお、貸し倒れ等のリスク等は、現在まで発生していないということをお伺いしております。

次に、おひさまファンドの代表者の方から、ファンド出資者の方の声を聞かせいただきましたところ、制度がわかりやすい、投資してちゃんと成り立っている、これが私たち家族がおひさまファンドを続けている理由です。現在まできちんと配当金をいただいております、とても真剣に運用していただいているんだと、安心できるのも魅力ですということも聞かせていただきました。また同様に、おひさまゼロ円システム設置者の方の声もお聞かせいただき



ました。温暖化防止を目的に、自然エネルギーを最大限活用するために、太陽光パネルの設置をする際の初期費用をゼロ円にすることは、とてもよいことだと思う。環境問題は一般の人が考えている以上に深刻など、お話をいただきました。

太陽光パネルをゼロ円で設置できること、低額で返済できること、10年目から返済がなくなり、電気代が売電で大半を賄えるかもしれないなどのシステムが、住民の方々に信頼され、運用となっていることに共感いたしました。

以上のようなことから、1人でも多くの太陽光発電システム設置希望者の方の経済的負担を軽減できる制度にしていけるよう、太陽光設置代理店や施工業者も交え、太陽光発電システム設置にかかわっての協議、あるいは市の基金を低利で融資を受ける、その基金を活用して、設置費用に充当し、設置者からは飯田市さんのファンド、2から2.5%よりも低利による返済ができないかも検討したいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 それでは、詳細につきまして、質問に移りたいと思います。

まず、答弁内容、お聞かせいただいて多分研究された内容を発表していただいたと思うんですけども、まず、新エネルギーの政策を打ち出す検討委員会、こちらの方がたしかちょっと遅かったんですけど、6月に初めて開催されて、それ以降の開催状況、それと今の部長の答弁に至る検討内容、簡単で結構ですからお聞かせいただけますか。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 この検討委員会の方ですけれども、6月の初めに開催をさせていただいて、それ以降、会議を開いておられないわけですけれども、その中で委員長の方の、副市長ですけれども、ご提案がございまして、以前も一般質問でお答えさせていただきました飯田市の状況というものが大変魅力のあるものということをご提案いただきましたので、所管の課長と2人で飯田市を訪れて、そして、ファンドで太陽光発電の設置をしている状況なりを聞かせていただき、そして、葛城市においても設置費用をとにかく負担が余りならないような形で、住民の方々が喜んで設置していただけるような方法がないか、参考にさせていただくために伺いして、先ほどお話をさせていただいたような状況をご説明申し上げた次第でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 不思議な話ですね。これ私、9月にも、6月にも質問していて、9月にも質問しているんですね。返答いただいているんですけど、そのときには、箱物である太陽光のパネルを、発電所ですね。計画は断念しましたと。新しい法律の中で8月26日でしたか、出てきた。再生エネルギーの特別の法案が出ていましたですね。そちらの方の来年4月1日からの制度移行に伴って、単価設定が国の方でされる、それを見きわめながら、そっちの方も意味考えてくる可能性はあるんやという話と、それと、今おっしゃっている飯田市の部分、これ、おひさまエネルギーですか。おひさまエネルギー株式会社ですね。おひさま進歩エネルギー株式会社。前身はたしかNPOやったと記憶しているんですけども、そちらの2点のお話が

出ていたように思います。そやけど、答弁されるに当たって、検討委員会を開かれていないというのはどういうことなんですかね。その辺、たしか検討委員会の委員長は副市長やったかな。ちょっと、答弁願えますか。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 昨日、新エネルギーの導入問題につきましても、春木議員の方からご質問いただきましたように、これはやはりあらゆる面で、新エネルギーの問題に対応し、地球温暖化を防ぐという意味では、やはり国民的な課題の問題でありまして、やはりそれをいかに効率よく市民に定着できるべき施設であろうかというふうなことで、6月議会でも、9月議会でもその2点につきまして、まずいかに設置を広く推進するためには、やはりユーザーの低負担をするためには、どういう補助体系があるんだろうというふうなことで検討しておったわけでございます。これは6月に会議を開きまして、私の方から提案させていただいた分です。1件につきましては、先ほど申されましたように、新しい法案ができて、電気の買い取り価格自身も法的に定められるというふうなニュースを察知いたしておりましたので、それに対応すべく国の補助金をいただきまして、市有地を活用した中でのメガソーラー発電、そこから生み出される売電収入をもって、継続的な補助体制を確立できないものかというのが1点でございます。

また、今、担当部長の方から説明させていただきましたように、その当時、既に飯田市の方では、今、阿古議員がおっしゃっていましたように、NPO法人で初期投資、いわゆる初期費用がゼロで太陽光発電が導入できるというシステムが報道もされておりましたし、それを研究すべく、この2点を今回の今年度の大きな目標として取り組み、研究してはどうかということをそれぞれ会議を持ちまして、決定をさせていただきまして、それを担当課の方で逐一6月から9月にかけては、メガソーラー発電の可能性につきまして検討をしておりましたし、しかしながら、買い取り法案が現実のものに、実効性が非常に薄いというふうなことから再度、その当時、もう一つの提案しておりました飯田市におけます初期費用ゼロの太陽光発電の実態等を調査いたしまして、それが葛城市になじむべきかどうかという部分も、今現在、調査検討をしておるわけでございます。ほかの自治体で、例えば3.5キロから4キロワット、1件に初期投資をするならば、200万円から250万円という高額な負担を強いれておられます設備投資の中で、5万円ないし10万円が本当に実効ある補助制度かということになりますと、いささか疑問というものがわいてきておるわけでございます。

したがって、葛城市は葛城市として独自の方策で財政負担を伴わない、また皆さん方により太陽光発電を推進すべく方策を今現在、検討しておるわけでございます。この仕組みにつきましては、かなり複雑な部分がございます、2カ月、3カ月、また半年単位で結論を出せる部分ではございませんので、いましばらくその検討の結果等も機会がございましたらご披露させていただきます。いましばらくその検討、いわゆる葛城市バージョンとしての導入の方策を今現在検討中ということでございますので、その辺、ご理解いただきたいと、このように考えております。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 私が申し上げたのは、検討委員会を開かないで、これは無理ですよとか、これはこうしていきましようよというのは、だれが決めるんですか。その辺、もう1回ちょっと返答いただけますか。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 それは、検討委員会に事務局として先ほど申しましたように、まずメガソーラー発電によりまず可能性、それから、飯田市におきます実態等を調べさせていただきまして、その可能性、いわゆるこういう形で物事が始まりまして、こういう形で完結するという1つの素案ができましたときに、検討委員会に持ち上がりまして、検討していくということでございます。やはり日々それを専門的に担当しております事務局等が調査検討し、素案として全体の流れを構築しまして、それを検討委員会に上げまして、その検討委員会の中で、それが実現可能かどうか。もちろん財政面も含めました、それに伴います条例の改正等も含めまして、それぞれの担当部門が寄りまして検討の結果とさせていただく。まだその素案の段階であるというのが現実でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 この質問、何度もさせていただいているんですけど、そのたびに非常に前向きな返答をいただいているんですよ。それで、期間のことについても、実は質問しています。それで、今年度中にめどをつけたい。ある一定の結論を出したいという返答をいただいているんですね。それで、例えば、検討委員会、実際には1回しか開かれていないんですよ。そういう中で、こういうなものを検討しようという話になって、それで検討し出したんやけども、この部分は断念するんやとかというところになったら、当然検討委員会を開いて、それはやはりみんなの、これ、構成、たしか部長級でしたか。委員長が副市長で、それで、各部長級が出席されて、検討委員会が開かれて、その場でこうこうこういう理由でこれはちょっと断念しないといけない。それで、例えば今言っている飯田市の事例、こちらの方はまだ脈があるじゃないかというような話の中で進めていくのが普通と違うかなという気がしますね。

そやから、独自の、個人の判断でやるべきことと、それとちゃんと過程をとってやるべきことは違うのじゃないか。そやから、一般質問に対する返答も、例えばこれはやろうと思たんやけども、中断しますよというたら中断しますで、それは検討委員会を開いて、その結果、どうなったかを返答しないと、個人の思いで、例えば委員長だけの思いでそういうふうな話にしてもしょうがない。返答いただいてもしょうがないと思うんやけど、その辺はどう考えていますか。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 確かにおっしゃるとおりでございます。しかしながら、委員が集まりまして、検討できます素案ができてまいりましたら、それはそれとしていいわけなんですけども、しかし、事務局で当然法的な部分も含めまして、見通しがきかない。今一旦ここで中断すべきだというふうなことが、早々に検討委員会に上がるまでに結果として出てまいりましたら、今度の法整備も含めまして、それが整った時点におきまして検討委員会に上げてくる。まだ、法整備も整わない。また、可能性も今、見出せないという段階におきまして、私独自で決定してい

るわけでもございません。今、阿古議員がおっしゃっていますように、それぞれの会議に乗せられるべき資料としての、また仕組みとしての最終段階までも含めまして、素案ができましたら、その時点におきまして、検討委員会を開きまして皆さんに検討いただく、このようなことで対応させていただくと、このように思っております。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 非常に不思議な答弁なんですけども、それは余り言うてもしょうがないから、この辺で置きますけども、やはり1人でやるわけではないんですよ。みんなの知恵を出し合って、それでつくり上げていく。それで委員長というのは、それをコーディネートするんですよ。それが役割で、そやから委員長の思いの中で判断されている部分があるように感じますので、それはちょっと考えていただかないといけないのかなと思います。

それと、今年度中にめどということですので、かなり時間的にはタイトになりますので、早急にそのようにお願いしたい。

それでは、飯田市の事例について、もう少し詳しくお聞かせ願えますでしょうか。どういう。今回の、今、部長の答弁を聞いていますと、どうも太陽光パネルの設置補助金、自治体としての補助金は見送る方向で、今言っているファンド形式の形式でどうも検討していきたいという意思を感じますので。ですから、実際に飯田市の今言っている事例と、当然今、言っている自治体独自で行う太陽光パネル設置の補助金との差を多分検証されていると思いますので、その辺をお聞かせ願えますでしょうか。まず、飯田市の場合だけで結構ですので、もう少しどういうふうなものなのか、詳しく聞かせていただけますか。この答弁を見ていますと、実際に飯田市に行かれたのかもわかりませんし、ひょっとしたら電話で聞かれたのか、それはわかりませんが、前回の議会のときには、飯田市の方に伺って、研究してまいりたいというような話だったと思いますので、詳細に多分状況というのは把握されていると思いますので、そのことについてお聞かせ願えますか。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 それでは、飯田市にお伺いしたときの状況というか、そのお話をさせていただきたいと思います。

まず、飯田市の方では、こういう太陽光発電機の設置をするので、ファンドというものを立ち上げたいということで、呼びかけを全国にされていると。そして、まずファンド会社の方に投資をされる方を募られました。1口10万円の場合と50万円の場合があるわけですが、それにつきましては、10万円の場合は2%の利息をつけます。それから50万円の場合は2.5%の利息をつけるということで、当然投資していただいたら、それだけの分の何らかの形の利益を還元しないといけないわけですが、そして、そのファンド会社の方は、その投資いただいた費用をもって、太陽光発電設置を希望される方が太陽光パネルを設置してほしいということで、ファンド会社の方に申し込まれます。ファンド会社の方は、どこの場所であっても、太陽光パネルを設置するわけにはいきませんので、太陽光パネルに太陽が当たるその日照度といいですか、日射量といいですか、それが十分にとれる場所であると。補助金の場合もそうだと思うんですけども、そういう十分に日射量があるというところで、こ

こだったら太陽光パネルを設置してもいいということの判断がされますと、ファンド会社の方から、その設置にかかる費用を出されます。その設置費用につきましては、先ほどお話しさせていただきました、大体飯田市の方では、220万円程度の設置費用というものを見込んでおられます。そして、設置をしました。日中、太陽が当たっているものですから、そこで蓄電されます。夜間とか使った分、電気の余った分を売電いたします。売電して、残った分は利用者の方に還元されます。そして、利用者の方はファンド会社の方に設置費用の、当然会社がかかりにつくっているわけですから、当然返済しないとイケませんので、毎月1万9,800円の返済をしていると。そういったお金の流れで運用をされているというふうな状況です。

どっちにしても、太陽光をつけるについてはいろんな条件がございますので、果たして全ての人がつけたいと思われても、太陽が十分に当たらないと、売電するにしても費用の方が十分利益として還元できないわけですから、設置ファンド会社の方も、そこら辺のことをきちんと見きわめて設置をされていると、そういった状況です。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 また、話を戻しますけども、先にちょっと進めていきますけど、今言うてる自治体が持っている補助金と、今言うてるファンド方式とのメリット、デメリットというのは、どのように分析されて、今回の答弁に至っているのか、その辺は委員長の方から聞かせていただけますか。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 葛城市が実施させていただいている補助金、例えば生ごみ処理機でございます。6万円を限度にその2分の1を補助金をさせていただいています。また、最近、自転車、2人乗りの自転車につきましても、おおむね2分の1、補助金は、やっぱりその効力を発生するという部分になりますと、初期費用の軽減のために、おおむね2分の1という部分を前提として補助金を出させていただいているという経緯がございます。今回、太陽光パネルにつきまして、先ほど申しましたように、200万円以上の、200万円から250万円以上の1件当たりの初期費用、それに対して、それぞれ市町村、出させていただいていますのが、5万円ないし10万円ということになりますと、わずか1%ないし2%の値引きをお願いしたら、その補助金にかわる部分が軽減できるというふうな発想がございます。我々、先ほど申しますように、そうじゃなしに、やはり行政が何らかのかかわりを持ちまして、初期費用を非常に少なくして、手軽に太陽光発電を実施できないものかという発想がございます。

したがいまして、今現在、飯田市の方ではファンド形式をとられておるというふうなことで勉強をしておるわけですが、それが葛城市におきます、例えば、今現在、可能ならば会社方式でなしに、あれももともと市がやられまして、そこから市でやられる分の限界が超えまして、NPO法人。NPO法人からまた株式会社に、3段階を経まして、今現在の形になっておるわけですが、私どもやはり原点に戻りまして、葛城市が持ち得ます基金等をもしうまく活用できるようなことがございましたら、それも活用の中に視野を入れて、できるだけ低負担で、低コストで太陽光発電を導入できないものかというふうに考えております。今現在、飯田市の方では、標準家庭で1万円の電気代をお支払いになった部分に

つきまして、その10年間は、その倍の約1万9,800円ですか。2万円を徴収させていただいて、その1万円分は初期費用の改修に充てられております。しかし、それをもっと低く導入できないかというふうなことも今現在検討しておるということでございます。当面、1年を目途にというふうなことを申し上げておるわけでございますが、何分、財政的な面、それから基金の問題、条例改正等も伴う非常にハードルの高い事業になるかと思えます。できるだけ早期に素案をつくりまして、また議会にも提案をさせていただく機会があろうかと思えます。また、実施するには、当然議会にも提案をさせていただかなくてはならないという部分がございます。しかしながら、まだしばらくこの部分は、単なる思いつきではなしに、やっぱり実現可能な制度として成熟できますように、十分内部でも検討していきたい、このように考えております。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 若干、認識の差があるんですけど、例えば、これ、設置された人、これ、1万9,800円を12カ月、月掛けですから、12カ月で、それで9年間お支払いいただくわけですね。電卓でたたけばすぐわかるんでしょうけども、2万円として24万円の9年間で、200万円をちょっと超える金額ですか、をお支払いいただくわけですね。ほいで、今言うてる出資している、もしくはファンドをやっている、お金を集めている会社というのは、民間会社ですよ。その辺を勘違いされているように思えますね。当初、この団体というのはNPOで、再生エネルギー、自然エネルギーですよ。非常に興味を持った方がお集まりになって、その中でいろんな事業をされています。この太陽光パネルだけやないんですよ。それで、今回のやり方については、またファンドはファンドで、これ、金融庁の認可がありますので、別会社を立ち上げて、そういう形でされているんですね。そやから、市がやっているわけでも何でもないんですね。これ、民間会社の方、資本金1,000万円で作られて、それで事務経費を、今言うてるお金を2%、そのときによって利率は違うんですけども、1%から2%、3%の範囲内でお金を全国からかき集められて、それでそのお金でもって太陽光パネルを設置して、それで毎月1万9,800円を利用者からもらっていると。そのお金を、今度お金を貸していただいた方にお返ししているというシステムですね。そやから、飯田市がやられているわけでも何でもないんですね。

それで、副市長の思いの中としては、飯田市のモデルとほぼ同じ形をもっていこうとしているんですかね。というのは、ものすごく太陽光パネルの設置に当たっては、手厚くしたいという思いがあって、言うてはりますね。本当に手厚いんですかね、それがね。200何十万円、ずっと月賦払いされるんですね。全国では、いろんな事例がありまして、例えば群馬の太田市なんていうのは、民間の金融機関の方に月賦契約を結ばさせるんですね。まるっきり変わらないですよ。結局は利子を払うていくわけですね。その利子を少なくするか、多くするかだけの話で、設置するのに、そやったら、設置しはる人がお金、一遍に払える人はいいですけども、そうでなかったらお金を借りてやりますねんという話ですな。ただそれだけの話ですから、それが果たして設置することについて手厚いと感じるのかどうか。それは非常に微妙やと思えますね。

まず、飯田市は、どのような取り組みをされているのか、そのことについて、再度お答え  
願いたいと思います。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 今、いみじくも阿古議員がおっしゃっている部分と、我々の発想の違いというのはどこ  
にあるかと申しますと、民間1,000万円の、今まで先ほど言いましたように、初めは市の職員  
がやられまして、その市の職員が退職されて、NPOを設立されて、NPOから民間会社にな  
って、その民間会社のいわゆる社員の給料、いわゆる社長の給料もユーザーから負担をい  
ただいていると。また、その資金は全国からファンドという形で集めて、その利子もお支払  
いする。それは全部利用者に降りかかっていく問題なんですね。それを違う形で、市が取り  
組むことによりまして、我々の人件費は税金で賄わせていただいていますので、何らかの経  
費の削減を含めまして、民間の方に安く利用できていないかという部分を今現在、模索して  
おります。飯田市はファンドでやられておりますんですけど、それをそのまま移行して葛城  
市にもってこようという気は、今現在、しておらないわけでございますし、それができるか  
と申しますと、今、阿古議員がおっしゃっていますように、いわゆる金融庁とのかかわりと、  
許認可の問題もございまして、そこまで踏み込まない中におきまして、葛城市独自のやり方  
があるかどうか、これも今現在、検討中だということでございまして。今ここで、今議論をさ  
せていただきます、これは内部で本来ならば議論をした結果を、皆さん方にそれぞれ委員会、  
ないし協議会でご説明に上がりまして、事細かく説明をいたしまして、成案ができて、  
問いかけさせていただきたいという思いをしておるわけなんですけど、たまたま一般質問と  
いう形でここに出てきましたので、今現在、そういう構想の中で動いている部分につきまし  
ての漠然とした話の中でございまして。

したがって、方向性は全く阿古議員といわゆる太陽光発電、再生可能エネルギーの推  
進の部分につきましては、全く一緒でございまして、しかし、その方法につきましては、そ  
れぞれ思いが違ふ。それがなし得るかどうかということも、今現在、検討中であるとい  
うことだけお含みいただきたいと、このように考えております。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 私は、飯田市さんの取り組みを聞かせてくれと言うたんですよ。一番最初、質問した内容  
の中で、全国では約49%、5割、半分が太陽光パネルの設置に対する、各自治体独自の助成  
というか補助金制度を持っているんですね。そやから、葛城市がシャープという工場を有し  
ながら、そういう補助金さえも持っていないというのは、非常に不思議なことやと思います。  
それはずっと言い続けてきているんやけども。

それで、飯田市の取り組みの中で、多分見落とされているのかどうか知らへんけども、飯  
田市さんは、1キロワット当たり5万円の補助金を出されています。太陽光パネル設置に当  
たって。ですから、3キロワット当たり15万円の補助金、3キロを上限をして売っています  
から、15万円の補助金を出されています。それで、一番直近の募集内容を見ますと、10月20  
日から12月22日、この間に申し込み件数何件やと思います。300件ですよ。300件もの、今言  
うてる地方自治体独自で補助金を出します、その枠をオーバーしたら、そこまでですよとい

うものを出されている。非常に手厚いですね。それで、なおかつ今言っているファンド、それは民間の会社と組み合わせた中で、そういう施策をもっていつているわけですね。ですから、非常に設置しやすいということですよ。

それで、ファンドだけもっていったら、結局どうなります。それが本当に手厚いですか。葛城市が全国に、いや、葛城市はそれだけのことをやっていますねんと誇れます。今、単純な考え方でいったかて、半分をそういう助成措置を持たれていて、やられていると、ありますよ。そやから、僕が言うのは、まず助成制度をやってみてくださいとお願いしているんですよ。というのが、さっきちらっと言うた群馬の太田市の場合、それは実は助成制度は打ち切りました。独自の、自治体独自の。それはなぜかという、今言うてるファンド形式ですよ。金融機関からお金を借りて、それで多分利子補給が何かするんでしょうね。そういう形式で月賦契約を市民との間に結ばさせて、それで設置していくという形に移行した。そやけど、それ以前には、補助金制度を持っているんですよ。それは設置するにはいろんな方がおられると思いますよ。1回に200万円のお金、非常に高価なものですから、すぐに出せる方もおられますし、おられない方もいる。そやけど、一遍に出せる方は、まずその制度に乗かって、太陽光パネルの設置を図っていく。ほいで、太田市さんの場合は、多分もうその制度がずっと続いてきて、そういうのじゃなくて、今度は違うようなニーズ、要望、一遍にはよう出さへんけども、毎月一定の金額ずつ払っていくんやったら、設置できるかなという、次のステップとして多分移行しているんですね。

そやから、何度も言うようやけども、本当に葛城市はそれでいいんですか。全国の自治体が半分持っているような制度を、シャープという太陽光パネルの工場があるような自治体がいまだに持っていない。本当にそれでいいんですか。その辺は市長の方から答弁願いたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、検討委員会の委員長の方からも報告をいたしましたけれども、葛城市、どうしていくのか。今、阿古議員から、前からも提言をいただいていることも含めて、最終的にどのような形で市民の皆さん方に太陽光パネルというよりも、これは3.11、3月11日の東日本大震災を受けて、再生可能エネルギーをどうしていくんか。今回飯田市の300件を超える応募というのも、恐らくそれに啓発、触発をされてのこと多かろうというふうに思っております。本当に葛城市に必要なこと、シャープがありますので、シャープと協力をしながらできること、本当に検討していきながら、方向性を見出せるように努力をしてまいりたいというふうに思っています。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 できるだけ早急に、まず検討委員会を開いていただきまして、それで、どういう形がいいのかということを知恵を出し合って、それで、できるだけ葛城市という状況を考えますと、非常に手厚いソフト事業をお願いしたいと存じます。

以上をもって、私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

西井副議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。



続きまして、次に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

10番、溝口君。

溝口議員 議長のお許しを得まして、今から一般質問をさせていただきます。休憩を阻むような一般質問でございますが、何とぞご容赦をお願いいたしたいと。

私の質問は、まずことしの漢字一文字で印象をあらわす文字が、きのう清水寺で発表がありました。私、予想しておりましたけども、絆という自然災害、未曾有の自然災害を受けての国民皆さんが印象に残った言葉として、絆という言葉が選ばれました。これにちなんで、私、質問させていただくのは、まず防災及び減災という言葉も最近使われるようになりましたが、この対策についての葛城市の現状をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、昨日、一般質問の冒頭に市長の来年の10月の選挙の出馬に関しての質問に対して、市長の出馬の意向を表明されました。これに伴って、選挙に対することについて質問をさせていただきたいと思います。

内容について、質問の内容については、これから質問席の方からさせていただきますので、よろしくをお願いします。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 まず防災に絡んだ質問をさせていただきます。実は、私、いつも質問が一番トップをねらって質問通告書を提出しているんですが、今回、ラストをねらおうと思って質問通告をしたんですが、やはり熟年の議員のテクニックには負けまして、8番ということになりました。実は、それを振り返りますと、きのうの質問、それときょうの質問、非常に私にとっては、私が今からやる質問のいろんな知らなかった答弁とか、知らなかった各議員の思いとかが私、今、きのうからきょうにかけて内容をつらつらと書いていったんですが、これだけ付箋がつくほど今からやる質問のアイデアを出していただきました。質問はトップでやるもんじゃないかと、後でやる方がいろいろ充実できるもんだなと思いました。

雑談は別にしまして、今から質問させていただくのは、まずお聞きしたいのは市長にお聞きしたい。防災、減災対策に対して、市長は自治体の長としてよく使われる言葉は、市民の幸せづくりの応援団というふうにキャッチフレーズをお持ちです。このキャッチフレーズの裏づけにあるものは何でしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 質問の意図がよくわからないので、裏づけにあるものというか、市の行政の組織というのは、全て法律、条例、それに基づいているいと事業を執行させていただくわけでございます。それに使う予算というのも、住民の皆さんからお預かりをした税金、その使い方、用途につきましては、編成は我々行政がし、それを議会にかけさせていただいて、了承を得たものを執行させていただくということになるわけでございますけれども、しかし、法律、条例に基づいて仕事をする我々でございますけれども、心は常に住民の皆さんのそばに寄り添えるようにしていきたい。それが直接住民の皆さんの役に立てる、役に立てないは別にしましても、直接はかかわらないこともあるかもしれないけれども、間接的に住民の皆さん方が幸

せだと思える状況をお手伝いをしていく、その役割を担っているんだということのあらわれとして、そういう言葉を使わせていただいていることでございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、私が質問しているのは、少なくとも防災とか減災についての質問ですので、その大きくくりの中で、市民の皆さんの幸せづくりというものを1つのキャッチフレーズとして常にお持ちだと思います。

そもそも自治体がやらなければならない大きな使命というのは、よく議員の皆さんもそうですし、理事者のトップはよく使われる、要するに、市民の生命と財産を守ること、これが基本にあり、そして、幸せという感情を生み出すための福祉及び活力のある自治体の形成を指導していくということだと、私は思います。多分、市長も、私の質問がちょっとあいまいでしたので、そういうことを聞きたかったのかとお思いだと思います。

そこで、まずこの3月11日の東北の震災、それから、6月でしたか、台風。9月でしたか。台風ね。この2つの災害に伴って、日本全国の自治体における市民の生命と財産を守ろうという使命の中で、多分今までの防災のあり方、防災計画のあり方というものを一考しなければならない。もう一度考え直さなければいけないという動きがあちこちに出てきていると思うんですが、これまでの葛城市、ことしの災害を想定しなかったときの葛城市の防災ガイドマップというのが市民皆さんに各家庭にお配りされていると思います。これのまず基本的な考え方、基本的な防災計画の基本基準はどういうところに基準を置いて、これを策定された。ですから、災害を我々が体験する前の葛城市はどのような基準で防災というものの対策を練ってきたのか、この点、お聞きしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの溝口議員のご質問にお答えいたしたいと思います。これまでの葛城市の防災対策基準ということでございます。葛城市におきましては、平成18年度に災害対策基本法の規定によりまして、葛城市の地域防災計画を策定いたしましたところでございます。この計画につきましては、市の防災会議が、市の防災に関しまして、市及び関係機関が処理すべき事務、または業務につきまして、総合的な運営を計画いたしましたところでございます。この時点では、阪神淡路大震災と第2次の奈良県地域被害想定調査報告書を参考に計画を策定いたしておるところでございまして、5つの項目からなる防災対策基準により、運用をいたしたところでございます。内容といたしましては、1つは災害予防でございます。これにつきましては、防災知識の普及計画、自主防災体制の整備、台風・大雨によります浸水予防、土砂災害の予防災害応急対策等となっておりますところでございます。また、災害応急対策計画におきましては、災害時の活動体制の確立、情報等の収集、それから、伝達・報告、それから、救助・救出活動、それから、消防活動、避難勧告、避難誘導等を想定いたして策定をいたしております。

また、災害復旧計画といたしましては、公共施設の災害復旧、被災者への生活援護、災害住民の相談とケア、また東南海・南海地震の防災推進計画におきましては、地震の発生等の応急対策等を規定しておるところでございます。なお、市の地域防災計画につきましては、

平成24年度におきまして、県の地域防災計画が見直されることとなっておりますのでございまして、それを受けまして、市の防災計画についても、内容を参考といたしまして見直しを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、この現在の葛城市の防災計画、防災に対するガイドマップに沿った、これをつくられたときの基本的基準をお聞きしたんですが、では、ここに防災マップに載っている、この想定災害ですね。この想定災害は、1つは葛城市の場合、洪水及び土砂災害、それから、地震、こういったことが想定される災害として挙げられております。想定される災害の中に、非常に今回、奈良県の特有の台風による洪水災害というものが我々身近に報道機関を経ながら体験をしているわけですが、こういった想定災害の基準、現在ある想定災害の基準について、十分だと思われるかどうか、お聞きしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 防災対策、それにかかわりましての防災ガイドマップの関係についてでございます。これにつきましては、平成18年に市の地域防災計画の策定の際、この内容と申しますのは、日ごろの備え、土砂災害、風水害、またライフライン情報、それから、消防団、それから、自主防災組織、避難所等を記載した防災マップを作成したところございまして、その後におきまして、平成21年に県が実施をいたしております調査報告による大雨による川の氾濫をした場合の浸水区域や土砂災害の被害のおそれのある区域等を示した防災のガイドマップを作成いたして、全戸に配布をいたしたところでございます。なお、新しく転入された方につきましても、市民窓口課において、お渡しをしておるのが現状となっております。この内容につきましては、洪水の土砂災害のハザードマップというような形で、いわゆる搭載をいたしておるところではございますけれども、3月11日の東日本大震災を受けまして、それに見合った形の中でのいわゆる地震の結果、それに基づいた教訓をもとに、いわゆる地域防災計画の見直しに合わせまして、いわゆるハザードマップ等の防災のガイドマップ等の見直しも図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、今後こういった想定される基準の見直しなり、防災に関する現在ある対策に対しての見直しなりの動きをしようという説明がありましたが、その動きをしようという説明のときに、まずここでもう一度市長にお伺いしたいんですが、そういったことの作業を進めなさいというようなことの指示は出されたんですか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 当然、毎週、月曜日に部長会をしておりますので、その折に、台風12号の後だったと思うんですけども、土砂災害と県がデジタルテレビのところは何々市、何々市、土砂災害の注意報、警報が出ていますと。出ていますけれども、これ、出てもどの地域か出ていないので、どこの部分に注意をしていかなきゃならない、勧告を出さなきゃならないかということが、

まだ県と市の間でも決まっていなと。それを確認をしていきなさいという指示を出し、その確認をさせましたところ、防災計画の見直しなり、ガイドマップの見直しを図ろうということはその会議の中で言っておったんですけれども、県の方が先にこの見直しを図っていきなさいと。できたらそれを受けて、県の部分と整合性を合わせながら、市の部分も変えていかなきゃならないということになりましたので、準備はやっていかなきゃならないけれども、県とあわせて防災計画の見直しができるように考えていきたいと思いますということっております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 市長の方から、そういった指示通達はしておると。ただひとつ、やはり常々私、言うんですが、地方自治体というのは、常々十人十色なわけですから、独自性をもって、いつ来るかわからない災害に対して、上からの指示を出されなければ着手できないとか、今現在、準備はしているとは言われましたが、私はある程度災害というのは、その地域固有のものが想定されるわけですから、当然ながら、みずからの地域に対して、みずからが考え方を換え、そして、みずからが調査をし直し、防災の意識を変えていくということが大事だと。その上で、県からの指示通達があれば、それにつけ加えると。それが、それをチェックするというぐらいの私はスピーディーな対応が望まれるし、必要ではないかなというふうに思います。これは意見として述べておきます。

そこで、実はこの質問をするに当たって、奈良県で要するに防災に関するセミナーとかシンポジウムとかがありました。大阪でもありました。ここに職員の派遣なり、職員が勉強する、研修するというようなことに対する事例はありましたかどうか、お聞きしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 今のご質問の件でございますけども、事実、そういう防災セミナー等の研修に当たりましたの参加はしておらないわけでございますけども、防災士にかかわるその育成にかかわりましたの研修等につきましては、担当職員が出向いて、講習を受けておるとというのが現状でございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今の部長の答弁で、やはり災害というのは、報道によるもの、それから、要するに災害を受けていない感覚というのは、本当に災害を受けた人たちの話を聞くなり、そこへ実際に出向いて知見をふやすなりして、今後の葛城市における防災に対する備え、それをつくり上げていくものだと思うので、ぜひともまだまだたくさんそういった機会はあると思いますので、やはり市民の生命と財産を守るという大きな使命を持っている自治体の職員は、当然ながらそういったことの経験を踏まえ、体験を踏まえ、そういったことの改正、それから、計画の見直しに携わっていただきたいと思います。

そこで、今後の防災の考え方、対策の見直しの作業を行っていく上で、お聞きしたいことが幾つかあります。1つは、先ほど想定される基準の見直しということで、災害の想定災害

は見直していこうということなので、想定される災害に対する手だてとして、何らかの葛城市の地形及びいろんなインフラ、いろんなものから考えられる災害というものに対しての調査をするという考えはあるのでしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 避難のことについてというか、どのような災害が起こって、現地の住民がどういう形で避難をしていくのかということにつきまして、せんだって区長会もありまして、その区長の中から、この間、磐城小学校で避難訓練をした。去年は當麻小学校で避難訓練をして、我々は地元から歩いて當麻小学校まで行ったと。でも、その通ったルートは自分が子どものころにあこの池が決壊したらあかんからと言われたところのルートを通って来たんやと。市長、こんなところを広域避難所に指定してもええのかという話がありました。私がそこで区長さんに答弁をさせていただいたのは、大字懇談会でも言っているんですけども、災害の種類によって、避難をするべき場所というのは変わってくるだろうと。洪水が来て、洪水に巻き込まれる可能性があるところに避難をしてもしょうがない。一番地域の状況をつぶさに知っているのは、地域の役員さん及び住民さんであろうと。できたら、皆さんと一緒に、想定する避難場所というのを、これから検討していきたい。地震の災害の場合だったら、ここに避難しましょう。同じ大字でも、隣の大字の避難場所の方が近い方もいらっしゃるわけですから、そういう方の場合は遠いところまで来ずに、こっちに行ってくださいとかいう、融通のきかせた形でやっぱり地元の皆さんの意見を聞きながら、想定される災害よっての避難場所の選定であるとか、日ごろから危ないところは、ここだよとかいうことを聞き取りをさせていただきながら、葛城市独自の防災マップなり、避難の経路のそういうマップみたいなもの、マニュアルみたいなものを作成できるように、大字区長の皆さん及び役員の皆さん、ご協力くださいと。市役所からも職員を出して、お話を聞かせていただきながら聞き取って、それを作成する作業というものに今後、来年度になるかわからないですけども、入ってきたいということを申し上げさせていただきました。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 いいお話をお聞きしたと思います。やはり、災害というのは、いつやってくるかもわからないし、備えをしても、これはもう限りがない。ただし、備えをすれば、当然ながら減災につながるわけですから、今、市長の言われる、私も市長の方からそんなお答えがなかったら、アイデアを出そうかなと思ったけども、そういった本当に細かなコミュニティですよ。近所8軒でもいい、10軒でもいい。そういうコミュニティのあるところほど、減災につながっているわけです。当然ながら、私よく、市長が言われる大字懇談会で行かれたら、災害というのは、みずからが防ぎ、身を守ることが基本であって、それを手助けする支援の体制というのは、隣近所であるわけですから、本当に小さなコミュニティをつくり上げる。そのためには、やはり大字ごとのブロックで、本当に今、葛城市が大きな災害に対するマップをつくっているわけですが、これをレベルダウンして、ひとつ身近な防災に関する意識向上を含めながら、各大字でそういった対応策を何らかの形、絵図にするとか、書き物にするとか、そこへ市の職員が出向いて一緒になってやれば、当然ながら、これからつくろうとする防災

マップは充実したものになるわけですね。そういったことをやはりスピーディーにやらないと、待って待って、いや来年の予算で予算をつけないとあかんからとか、そういうことでは私はないと思う。作業というのは速やかに始めて、お金のかかる部分については補正でもかけながら、やはり市民の生命と財産を守るという、大きな役割をぜひとも図っていただきたい。

それで、私、ここで幾つかの話、今の答えを聞いて、今後、具体的な話をちょっとお聞きしていきたいと思います。これは実は、きのうからきょうにかけての一般質問で、各議員、質問された議員からアイデアを出された内容でして、全くきょうの朝まで考えてなかった内容ですので、答えられる部分については答えていただきたい。検討するなら検討していただきたい。要するに、1つは、先ほども阿古議員が質問され、春木議員も質問されました、要するに防災というのは、自然災害を含めると同時に、生活の危機災害というのがあるわけですね。例えば停電する。ガスがとまる。水道がとまる。要するにインフラがとまって、生活が、要するに一般生活が困って困窮するという状態の、インフラに対する安全確保ですね。この点は、どのように防災計画の中で、市民皆さんに対してこのようにしますという提示は必要はないかと思いますが、行政としてこのインフラに対する安全確保はどのようにお考えなのかをお聞きしたい。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまのインフラ整備にかかわりましての安全確保ということでございます。これにつきましては、地域防災計画の策定に当たって、いわゆる防災会議を招集させていただきまして、その会議を持つわけでございまして、当然ながら、それにかかわりまして、いわゆる関係機関の電気、水道、ガス、そういうたぐいのインフラにかかわります部分につきましては、委員としておいでいただいているわけでございます。それにかかわりまして、当然ながら、地域防災計画のことでございますので、全般にまたがるいわゆる防災対策と、こういうことになるわけでございます。今回の東日本大震災の発災を受けまして、それを1つの例といたしまして、当然ながら今後のいわゆる地域防災計画の見直しにかかわりましても、それを含めた形の中でのインフラ整備の安全確保ということに重点を置いた形になるかどうかというように考えておるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 そこで、大体予想した内容の答弁ですので、アイデアとして、きのうの一般質問からきょうの一般質問にかけて、皆さん、アイデアを出されているわけですね、議員は。要するに、再生可能なエネルギーの確保をどうやっていこうかと。これは、大きな視点を変えれば、防災対策なんですよ。ですから、少なくとも、そういった今、やはりだから、太陽光パネルを設置してと。売電して、それを運用してなんていうんではなしに、ある程度のそういったことも1つの視野においてやる施策の1つだと、私は議員の方々がアイデアをされているんだと思います。

それと、次、同じくやはり一般質問の中で出ました保育所、幼稚園、学校の児童に対する

体力づくり、それから、高齢者の体力づくり、このあたり、本当によくよく考えれば、体力のある人が助かったり、体力のなかった人がお亡くなりになったりということもあったわけです。当然ながら、自治体として、こういった、要するに本当に健康福祉の点だけではなく、要するに、市民みんなが元気な市民、そして、活力ある市民が生活するまちづくりという点では、やはりこういったことも1つの視点を変えればあり得る話であって、当然ながら、市としての推進の力を注ぐということは大事なことだと思うんです。

それから、もう一つは、今、マップをこのように市民の方、今、大体3万5,000人から3万6,000人、市民、要するに転住者、移転してこられる方たち、ふえていますよね。微増しているわけです。ということは、葛城市に住みたいという人が永住の地として来られる傾向にあるということです。その来られた方たちに、今現在、このマップをどのような形でお渡ししているのかをお聞きしたい。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 防災ガイドマップの配布についてでございます。現在、窓口の転入をされた方に対しての防災ガイドマップを一応渡すわけでございますけども、基本的には、今は、一旦は渡し切りということになるわけでございますけども、内容等につきましてもの問い合わせ等がございましたら、それにかかわる内容につきましては、職員が窓口へ出向きまして、その説明に当たっているというような状況でございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 多分そうだろうなと思うんです。要するに、防災マップというのは、各家庭にお渡しして、内容をもらってきたからといって、熟読する方も珍しいと思うんですね。こんな大事なことを、渡す担当窓口で手渡しする。そして、何か問い合わせがあれば質問に応じる。こんな消極的な自治体というのは、当然ながら今後は改善すべきだと思いますね。私、実は前にも提案、アイデアを出させていただきました。葛城市は、観光の名だたる市だと。そして、唯一、この小さな規模の自治体が、歴史文化館を持っておられる。博物館を持っておられる。そこへ、転入した方たちになぜただ券をお渡しして、葛城市の歴史、観光を体験してくださいというようなことをしないのかと。それと同時に、また同じことなんです。こういったことというのは、啓蒙の基準、原点ですよ。ただ、資料をお渡しして、お読みください。これ、葛城市の防災マップですわ。市民の方は本当にこれを身に、要するに体の中にしみ込ませるほど読む人がいない。ですから、お渡しするときに、せめてこういった葛城市は災害を想定していますと。これをもとに、少し説明を加えながらお渡しする。そうすれば、当然ながら、1つ段階をふやした形の知識を持って、葛城市にお住みになるということなんです。こういった啓蒙の基準というか、啓蒙の原点をぜひとも取り入れていただきたいと思います。

それから、もう一つ、防災というのは、非常に素人ではわからない災害の想定というのはありますが、現在、よく産学一体といって、産業、学識部門が、自治体と一体になって知恵を出し合おうという話があって、先ほどの辻村議員の質問でも、どここの大学との提携によって、いろんな子育て支援、子ども・若者子育て支援のセミナーを開いたり、対応をして

いるということがあるんですが、今後の防災対策の見直しに関して、そういった動きをしようというお気持ちはありませんか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 基本は、先ほど溝口議員からもご同意をいただいたというか、地元の自治会での活動の充実、また情報の共有だと思えます。大学の皆さんに来ていただいてというか、教授に来ていただいて、どんな話になるのかということはわかりませんが、ただ、被災をされた自治体の関係者、阪神・淡路大震災で被災された関係者であったり、東日本の関係者であったりとか、そういう方々をお招きをして講演をしていただく、そういう啓蒙していただくということは、今後市民の啓蒙・啓発のためには考えていいかなということも思いますし、ある何人かの議員とお話をしていても、やはりそういうことを市民に知らしめていく、これだけの悲惨な状況があったんだとか、やっぱり日ごろから備えていかなきゃならないということ伝えていく、そういうことは大事だと思います。大学とということよりも、そういうことをちゃんときちんと伝えていただける方のお話を聞く機会をつくるとか、そういうことは今後検討していきたいと思えます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 ちょっと私の質問がちょっとまずかったと思えます。こういった専門的な知識及びそういったものを導入する上で、例えば防災という観点では、市民が備えをするということと同時に、災害が起こり得る可能性のある場所、そういったものをもう一度洗い直す点では、我々が山を見て、池を見て、いや、これ崩れそうとかはわからないわけですので、そういったことの知恵を、そういった専門知識を導入して、一度葛城市の地形及びそういった想定される災害の洗い直しというものの作業のことを言ったわけですので、それは今後検討していただければいいと思えます。

そこで、もう一つお聞きしたいんですが、実は、これもまたきのうからきょうにかけての一般質問の中で、1つはやはり庁舎及び公共施設の耐震、それから、老朽化に対する考え方、こういったこと、及びこれから事業を進めようとしている、実は非常に耳の痛い話かもわかりませんが、道の駅というところの候補地が決まりました。こういったところに関する背景、この背景に対しての防災に対して絡む考え方というものの再検討ということは考えられないかどうか、お聞きしたいと思えます。

西井副議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 ただいま、今回計画しております道の駅の後ろと申しますか、山手側の方で、残土による造成工事を行われた場所があるんですけども、この点につきましては、次、また白石議員の方で一般質問の中でもいただくというような話になっているんですけども、この分につきましては、県の方も実際、現場の方を確認いただき、コンサルも入っていただきまして、現状でこういった対応ができるかということも検討いただきました。現在、現場の方には土が動いた場合には非常通報がいくセンサーを設置いただきまして、現場の方では赤色回転灯の設置というのも行っていました。調査結果の中では、現状では、幾分崩土の発生は考えられるけども、土石流の発生まではないであろうと。それと、崩壊等が発生いたし



まして、まず北方向に恐らく流れ出るであろうという調査結果をいただいております。こういった点を持ちまして、今回のうちの計画区域の方までは到達しないというような報告もいただいておりますので、現状では大丈夫という予測のもとで現在、計画の方を進めているという状況でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 非常に防災を考える上で、私、幾つかの質問と提案をさせていただきましたが、やはり基本にあるのは、何度も繰り返すようですが、市民の生命と財産を守るというのが自治体の本当の使命であって、ましてや、多くの他市町村からのお客を集客するという目的の施設に関しては、細かい本当の防災、災害の起こらない手だてをして、安全・安心なものにつくり上げていく必要があると、私は思いますので、ぜひともそのあたりの担保、十分にとっていただきたいと思います。

それから、防災に関しては、大体質問をさせていただきました。今後の葛城市の市民皆さんが安心して暮らせる。そして、何かあったときには、市の指導のもと、及び地域の協力のもと、災害が起こってしまえば、次は減災するしかないわけですから、二次災害が起こらない手だては、これはやはりことしあらわされた一文字、そのとおりだと思いますね。絆をいかに築いて、近所との連絡を密にし、いつもあいさつを交わす、こういった小さな心の通じ合う、要するに人間の行動から生まれてくるものだと思います。私、よく昔、子ども会のお世話をしていまして、そのときに子ども会育成会のお母さんやお父さんにあいさつをする機会がありまして、よく使った内容なんですけど、要するに、歩いていて、前から来る人は全く知らない他人ですよ。でも、おはようございますとか、こんにちわとか、こんばんはとかかければ、そこで1つの疎通があり、知り合いになるわけですね。その知り合いが近所で、自治会の会合で会つと、そこで密接になり、仲間になるわけですね。そうしてだんだんと疎通をすると友情が芽生え、友になる。人間は、5人の本当の友が、一生に5人の本当の友ができれば、その人が人生を全うしたと言われるぐらい大切な友ができる。そういった私はやはり、あいさつ運動、そういったことの大切さを防災に絡んで、もう一度進める。本当にお金のかからない施策だと思いますので、ぜひ今後、何らかの検討及びそういったことの話し合いをしていただきたいと思います。

そこで、あと10分ほどでもうお昼ですので、10分間で、次の市長選挙についてお伺いしたいと思います。

まず、きのうの一般質問の冒頭、2名の方が、現在の市長の再選に向けての思いを尋ねられ、市長は再選に挑戦すると。このときに言われたことの中で、1つは、市民の、きょうの新聞にも載っていましたが、コメント。市民の負託を受けて挑戦したい。要するに市民の皆さんの理解を求めて、再度、市政を運営したい、そういった中身だったと思います。言葉はそのまま覚えていませんので、意味合いは同じことだと思うので。そのときに言われた1つに、現状の事業、要するに今、進めている事業、これから進めようとする事業、そして、振り返る3年と2、3カ月のこの業績に関して、1つは60点から65点の実績であろうという自己評価をされました。そして、今後に向けた動き、思いの中では、具体的な事例はないです

けども、新たな事業を展開しながら、市民の皆さんの活力ある市民生活ができるようなインフラ整備を完遂していきたいということだと思うんですが、ここでひとつ、私、実はこの市長選挙についての質問を今回やるべきかなと、だいぶ悩みました。しかし、出馬を表明されたんですから、まずはジャブとして、ちょっとお聞きしたいのは、2期目に向けてのビジョンの提示される時期、それをもし今お考えであれば、いつごろビジョン、要するに一般的にいうマニフェストとか、公約とか、市長の1期目に出された5つのビジョンをもう一度精査し、洗い直し、新たなビジョンとして示されるとすれば、いつごろでしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 現在、1期目、任期半ばでございます、3年目を過ぎたところでございます。今現在、一生懸命、1期目の最後の年、この内容の充実に向けて、努力をしておるところでございます。当然半ばには、いずれかの段階では、ビジョンというか、マニフェストというか、そういうものを出していかなければならないというふうに思っておりますけれども、現在の状況、ある程度見きわめた上で、次にこのようにしていく、また住民の皆さんの意見を聞きながら、どのようにしていくべきなのか。また、それは現実的なことも1つでしょうし、またちょっと届くか届かないかというところの夢というの、やはり大事であろうというふうに思います。こういうところに向かって進んでいくんだというところを、それは現実の事業としてできるのかできないのかということとはわかりませんが、そこに、こういうところに葛城市は向かっていくんだというところもやはり提示をしていくというか、私の思いはこういうことなんだということをやっぱりその中で申し述べさせていただきたいという思いはございますので、まだ、いつの段階でということは何も考えておりませんが、ご披露できる時がまいりましたら、また、ご提示をさせていただきたい。住民の皆さんに向けて情報の発信をさせていただきたいというふうに思っております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 2期目に向けてのビジョンに対しては、着手されるということだと受けとめます。私、今回の質問に対しては、余りにも具体的な質問内容を時期尚早のように思っていたので、ビジョンを示される、できるだけ早い段階で、もう一度質問をさせていただきたいと思います。

それから、きのうの質問の中に、市長が答えられた。要するに、財源の確保は市長の仕事だというふうに表現されたと思います。この点、どのような思いでそのようなことを言われているのかをお聞きしたい。

西井副議長 山下市長。

山下市長 それは心意気という部分もでございます。実際に、税収を上げていただき、市民の皆さんから税金を納めていただき、またいろんな事業、補助事業を探してくる、これも職員の幹部及び職員に指示をして、しっかりと補助事業を見つけてきてもらう、これはもう指示をして見つけさせる、これも私の仕事だと思っておりますし、実際に国等に陳情に行き、1円でも多く特別交付税なり、そういうものをいただけるように努力をするというのも、私の仕事だというふうに思っております。ですから、全てのことを含めて、そういった指示も含めて、やはり私が指示をしてやらなければならない仕事だというふうに思っております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 次に、実はこれも多分、質問、きのうの質問の中で、市長の答弁ではなかったと思うんですね。質問される方のお言葉、質問内容の中に出てきたんですが、ちょっと先を言うようですが、平成24年度の予算、暫定予算ではなしに、本格予算だということをちらっとお聞きしたので、どっちなんですか、これだけお聞きしたい。

西井副議長 山下市長。

山下市長 選挙の時期が10月の中ごろというか、任期が10月の末になります。どのような形で選挙が行われるのかわかれぬのかということにはわかりませんが、年の後半に入ってくる時期でございます。やはり今、いろいろと事業がこれだけある中で、しっかりとした予算というものを組み立てて、事業の遂行に進まなければ、住民の皆さんにも迷惑をかけますし、また職員もこの事業遂行には力を尽くせないというふうに思いますので、本格的な予算というものを編成をさせていただいて臨んでいきたいというふうに考えております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 わかりました。ほかに、幾つかの具体的な施策についてお聞きしたかったんですが、この時期にということもありますので、市長が2期目に対して出馬をされるという意向を踏まえて、今後の定例議会の中での一般質問で、具体的な内容については質問したいと思います。今、言ったこと、例えば具体的な実績評価、それから、2期目のビジョン、財源確保についての具体的な、もう少しみ砕いた中身ですね。それから、予算に関しては当然ながら3月の予算委員会という場がありますから、そういったところでのお尋ねをするなり、一般質問でさせていただきますが、こういった2期目に向けての非常に現在、抱えている葛城市、インフラ整備の事業も踏まえ、手がけているソフト事業、大変大きな事業が軒並みにあります。確実に執行され、推進され、市民の活力、それから、明るい市民生活ができる幸せづくりのために、当然ながら市長選挙に向けての準備を踏まれると思いますので、機会があるごとに、市長選挙についての質問は続けさせていただきます。

最後に、この皆さん、各議員及び各市民の皆さんは、ことし1年を振り返って、必ずや何らかの印象の強い一文字を思い浮かべられていると思います。国民の総意といいますか、その中で、絆という一文字が今回、選ばれました。当然ながら、市政を運営、それから、市政をチェックする我々としても、大切な心通う言葉だと思います。実は私、絆というのは、語源は何だろうなと思って調べてきたんですが、またの機会にします。絆というのは、ただの通い合う心というふうに思っていたんですが、語源はもっと深いものがあるらしいので、調べました。でも、やはり市民と市政、それから、市民と議会、大切なやっぱり絆を持って負託を受けて出てきているわけですから、当然ながら、そういったことを基本において、今後、頑張ってください。職員皆さんにも頑張ってください、私も議員としての職務を全うするというつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

西井副議長 溝口幸夫君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後2時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

最後に、18番、白石栄一君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

18番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、平成24年度の予算編成方針についてであります。一般会計予算並びに介護保険特別会計予算にかかわる第5期介護保険事業計画の策定について伺ってまいります。質問の詳細は、質問席にて、一問一答方式で行わせていただきます。

西川議長 白石君。

白石議員 まず、平成24年度の予算編成方針における歳入歳出予算の見込み並びに財政運営の方針について、お伺いをいたします。

西川議長 総務部長。

河合総務部長 ただいまの白石議員のご質問について、お答え申し上げたいと思います。平成24年度の予算編成につきましては、本年10月28日に、全部課長を対象に、平成24年度の予算編成方針の説明会を開催いたしまして、その方針を通知いたしたところでございました。方針では、国の流れ、そして、本市の税収、地方交付税を始めとする歳入面、また新市の建設計画の事業を始めといたしまして、歳出面から見た財政状況、特に年を重ねるごとに大変厳しくなっていく財政状況を訴えた中での効率的な予算編成のあり方を通知いたしたところでございます。

現在、予算編成における過程といたしましては、副市長の査定を実施しているところでございまして、歳入歳出それぞれの予算の見込みはまだ積み上がっておらない状況でございます。また、平成24年度の地方財政対策につきましても、現在のところは国の方からは示されておらない中、歳入歳出予算の見込み、その予測につきましても、見込みづらいところでございます。自主財源の柱でございます市税におきましては、平成24年度の見込みといたしましては、法人市民税は、企業の業績向上により増収を見込んでおりまして、個人住民税は、扶養控除の改正による増収を見込んでおりますが、評価替えを迎えます固定資産税につきましては、逆に減少を見込むような状況でございます。市税全体では、平成23年度に比べますと、ほぼ同額か若干の増といった状況になろうかと考えておるところでございます。

また、依存財源の柱というべき地方交付税でございますけども、9月の総務省の概算要求からいたしますと、対前年マイナス1.6%の減と報じられておりまして、あわせて、国からの臨時的な交付金等も見込めないなど、歳入面におきましては、期待する財源が大変持ちづらい状況であろうかと考えておるところでございます。

一方、歳出面でございますけども、人件費や扶助費、また各特別会計への繰出金、そして本格的に事業が始まります新市建設計画事業に伴います普通建設事業費では、大きな増額が見込まれるところでございまして、財政を取り巻く環境は大変厳しいものになろうかと考え

ておるところでございます。こういった中、限られた自主財源につきましては、その確保をより一層積極的に取り組むとともに、国や県の補助金をいろんな面から探し求めまして確保に努めるなど、財源収集に懸命に努力いたしますとともに、歳出面におきましても、むだな経費がないよう、切り詰めた予算編成、また執行を行ってまいりたい、財政難が続くであろう期間を乗り切ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 総務部長からお答えをいただきました。歳入歳出予算の見込みについては、現在、副市長の査定中で、積み上がっていない状況であり、さらに国の地方財政対策も示されておらず、見込みがたいわけであるが、歳入では、市税全体でほぼ同額、若干の増を見込まれているということであります。地方交付税は、前年比マイナス1.6%と、期待財源、いわゆる留保財源が持ちづらい状況になっている、このように予測をされています。歳出では、本格的な新市建設計画に伴う事業費の増嵩が見込まれ、新年度の財政運営は、大変厳しいものになっている、こういう答弁でございました。ここ数年の予算編成方針においても、新市建設事業費等の著しい増加を見込み、厳しい財政運営を余儀なくされていると予測をし、枠配分の導入など、歳出の抑制と、予算配分の重点化、効率化を推し進めてきたところでありますが、この2、3年の予算編成方針の見込みと、実際の決算はどうであったのか。

そこでお答えをいただきたいと思います。平成21年度、平成22年度の決算における実質収支など、決算内容はどうであったか、お伺いします。

西川議長 総務部長。

河合総務部長 ただいまの平成21年度と平成22年度の決算状況ということでのお尋ねでございます。

財政状況につきましては、国庫補助関係では、地域活性化の臨時交付金、あるいは県の補助関係では、緊急雇用の創出事業の補助金、また、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金といった政策的な財政支援策が加えて、普通交付税の特別枠の追加等によりまして、増額の推移があったことなどによりまして、平成21年度の決算におきましては、合併後、初めて財政調整基金の取り崩しをすることなく、2億9,000万円余りの黒字決算となったところでございます。また、平成22年度におきましては、基金の積み立てを行った上、なお6億円余りの実質収支を上げる決算となったところでございます。平成23年度の決算の見込みでございますが、現時点では、まだ見通せる状況ではございませんが、できる限り、効率よくむだを省いた執行体制の中で臨みまして、安定した財政執行、運営に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 平成21年度決算においては実質収支が2億9,000万円余りと。いわゆる黒字が出たわけがあります。また、財源不足が当初予算、見込まれておりました。約8億円あったわけですが、この8億円は全額繰り戻しをされたわけがあります。さらに、平成22年度決算では、実質収支、黒字は6億8,900万円。その上に、財政調整基金の積立金に4億6,000万円が計上

されているわけでありまして、あわせて、11億円を超える収入増、黒字と言えるわけでありまして。この点は先において、次に進みたいと思います。

山下市長のビジョン、これらは平成23年度の予算編成方針に、その実現に向けた予算の措置が配慮されている、こういうことであります。山下市長の明るい葛城市づくりのための5カ条の推進状況と、今後の取り組みについて説明を求めるものであります。

西川議長 企画部長。

田中企画部長 ただいま白石議員のお尋ねの明るい葛城市づくりのための5カ条プランにつきまして、事業の進捗状況や取り組みにつきまして、ご説明の方申し上げます。

市長のマニフェストともいべき5カ条ですが、明るい葛城市づくりのための5カ条につきましては、1つ目が市民の皆様といっしょに取り組む新しいまちづくり。2つ目が安心して子育てができる人づくりやまちづくり。3番目が徹底した情報公開による市民が主役のまちづくり。4つ目が心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくり。5つ目が、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくりという5項目でございます。毎年の広報かつらぎに、市長の施政方針を掲載しておりますが、その中で、その年度のまちづくりに関する考え方や施策内容を市長が述べさせていただいております。また、毎年、春、夏、秋と大字懇談会を開催させていただいており、これは各大字公民館の方へ、理事者や部課長が出かけさせていただきまして、この5カ条にのっとった各種事業の概要を市長自らが説明させていただくとともに、各大字の問題や要望なりを直接お聞きするというものでございます。また、各種団体やサークルなどから要望がございましたら、タウンミーティングとして市長が懇談に出かけさせていただき、その場をお借りして、このまちづくりに対する考え方のご説明をさせていただいております。

それでは、順を追って、進捗と取り組みについてご説明を申し上げますが、新市建設計画上で、または現在ご審議いただいている主要事業につきましては、後ほど所管の部長から逐次説明の方をさせていただきます。また、昨日の答弁におきまして報告をさせていただきました関連事項につきましては、割愛の方をさせていただきます。

まず1つ目の、市民の皆様といっしょに取り組む新しいまちづくり、はじめに市民の安全の確保に関しましては、まず平成21年道路交通法の一部改正により、安全基準に適合した自転車につきましては、幼児を2人まで同乗させることができるようになり、この適合自転車の購入に対する補助事業を平成22年から実施し、現在、継続中でございます。

次に、自然災害や火事などへの安全性の向上としまして、安心安全なまちづくりを進めるために、個人の木造住宅の耐震診断を、全額公費負担の方で支援をいたしました。また、個人の木造住宅の耐震改修費用に対して、助成の方をしております。ともに、平成22年度からの継続事業でございます。

続きまして、市民生活の安心感の向上としましては、市民を対象に悪質商法のトラブルや苦情処理など、消費者問題の相談を行う消費生活相談の回数を、平成22年度から毎週1回に拡充をいたしました。現在、利便性を上げるため、広域連携として、御所市に行かれてもこの相談を受けていただけるようになっております。

次に、市民が主体となるまちづくりにつきましては、魅力のあるまち葛城市を実現するため、市民広域活動団体が提案して実施する事業に対して助成を行い、市民との協働によるまちづくりを推進するために、平成22年度から新規事業として現在も継続している事業でございます。市民税のおおむね1%程度をこの事業の方に充てております。

2つ目の安心して子育てができるまち、人づくりやまちづくりでございます。初めに、子どもたちの安全の確保についてでございます。児童安全パトロール事業でございますが、この事業は、子どもの安全を確保できる地域づくりを行うために、シルバー人材センターに委託して、毎年15人体制で下校時間に合わせたの引率や巡視の方を実施して、子どもたちの安全を守っていただいております。

次に、子ども・若者育成支援事業につきまして、この事業は社会とのつながりが希薄になっていることで、自宅以外での生活の場が失われることが懸念される子どもや若者に対して実態調査や支援のための体制づくりなどを行う事業でございます。平成22年度から新たな事業を起し、現在体制の充実に向けて整備を行っております。

次に、学校教育の充実についてでございます。教育講演会実施事業としまして、青少年教育や子育てに精通した講師を招き、中学生を対象に講演会を開催いたしました。今年度も継続事業として実施をしております。平成23年度には、近年の猛暑に鑑み、少しでも児童生徒が学習しやすい教育環境とするため、学級、教室に扇風機の設置を行いました。また、中学生の郷土に対する興味関心を高め、愛着や誇りを醸成するために、市の人物や歴史を紹介する中学生用の郷土読本の発行を行っております。

次に、学校地域連携事業につきまして、学校教育の充実と地域家庭の教育向上を図るため、市内小中学校に、学校支援地域コーディネーターを設置し、学校支援ボランティアの派遣も行いながら、学校の環境整備支援活動を行っております。

3つ目の徹底した情報公開による市民が主役のまちづくりでございます。初めに、徹底した行財政改革を行いながら、市民と一緒にまちづくりについてでございます。平成21年度から本格実施いたしました事務事業評価とともに、市民の皆様のご意見を拝聴し、市政に反映させるため、市役所の業務を洗い出し、仕分けをする事務事業市民判定会を平成22年度に実施し、今年度も引き続き実施をしております。また、市民サービスと事務の専門性をより一層向上させるため、組織機構の見直しを昨年4月から実施しております。

次に、市民の皆様から市政に対する建設的なご意見、提案等をいただき、ニーズに反映できるシステムとして、市長が直接対面して気軽に何でも語り合えるタウンミーティングを実施し、協働のまちづくりの方を進めております。

次に、地域情報化施策の推進についてでございます。電算システムのコスト削減を図るため、平成22年1月に近隣2市5町と共同でシステムの構築やその利用を図るための広域組織の方を立ち上げ、検討を重ねております。来年度からいよいよクラウドシステムとしてサービスを開始いたします。1つのシステムを7団体が共同利用することで、団体としてのおおむね50%のIT削減効果の方を見込んでおります。

4つ目の、心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくりでございます。

健康づくりの推進について、生活習慣病の予備軍を早期に発見するための健康診査を実施し、保健指導対象者には健康教育や健康相談等の講座を積極的に開催し、生活習慣病の予防の強化に努めております。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。平成23年度から、独居高齢者で非課税世帯の方を対象に、火災報知機の給付及び設置費用の負担を行っております。

5つ目の自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくりでございます。初めに、自然環境の保全について、森林資源の保全につきましては、引き続き、造林事業、間伐等促進事業に対する補助制度を実施してまいります。鳥獣害対策につきましては、鳥獣害防止対策協議会におきまして、関係団体と連携し、継続的に被害防止に努めております。また、本年度から猟銃免許のわな免許取得者に対して、補助の方を行っております。

次に、歴史文化の保全と交流の促進についてでございます。二上山、當麻寺、蓮花ちゃんといった観光資源を活用し、更なる観光客誘致を引き続き進めてまいります。相撲発祥の地を広くアピールするため、大相撲地方巡業の誘致を行いました。今後も観光行政の充実を図ってまいります。

次に、地場産業の振興についてでございます。中小企業経営者に対しまして、資金融資制度などの実施と、融資のあっせんや保証料等の助成を行ってまいりました。また、平成23年度からは100%国の補助金であります緊急雇用創出事業を積極的に活用し、さまざまな事業展開の方を行っております。例えば、交通指導員の設置事業、また安心子育ての事業、学校情報教育補助員派遣事業、特定健康診査等医療事務補助事業などがございます。

以上、明るい葛城市のための5カ条プランの進捗状況と取り組みにつきまして、ご説明の方をさせていただきました。なお、平成24年度の予算につきましては、現在、予算の編成中でございますので、詳細な内容などは未定でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 企画部長より、詳細にご説明をいただきました。タウンミーティングや事務事業市民判定会等の市民参加や行政の効率化を進める取り組み、電算システムの共同化や大相撲地方巡業の誘致などの観光行政の推進など、葛城市にとって大事な事業でありますし、当面する新市建設事業も大事な事業であります。

しかし、今、葛城市に求められている役割は、地方自治体の第1の責務であります住民の福祉の増進を図ることである、このように考えます。小泉自公政権以来の構造改革によって、雇用制度が改悪をされ、若者や女性の2人に1人は派遣やパートなどの不安定な仕事にしかつけない状況になっています。さらに、社会保障費が削られ、高齢者の年金が引き下げられる一方、医療や介護の保険料が値上げをされてまいりました。この間、生活保護世帯は、史上最高の206万人に達するなど、貧困と格差が広がる一方であります。市はこのようなときこそ、市民の暮らしや雇用を守る役割を果たさなければなりません。さきの河合総務部長の答弁のように、平成21年度の2億9,000万円の黒字を引き継いだ平成22年度の黒字額6億8,900万円、財政調整基金に積み立てられた4億6,000万円など大幅な黒字、基金積立金など11億



5,000万円の決算の成果を活用すれば、5カ条プランに掲げられている寝たきりゼロのまちや共働きの子育て支援事業、乳幼児の医療費助成制度、母子家庭や生活保護家庭に対する生活サポート制度などの拡充や新設、さらには医療や介護保険などの保険料の減免制度を創設して、若者や女性、高齢者の暮らしを支える予算が編成できると考えます。このことを強く求めて、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、新市の建設計画の主な事業の取り組みと見通しについて、説明を求めます。

西川議長 市民生活部長。

松浦市民生活部長 白石議員のご質問の中の新市建設計画の取り組みということで、新クリーンセンターの建設事業について、ご説明申し上げたいというふうに思います。新市建設計画では、全体事業として、47億881万4,000円を上げております。平成21年度には、基本計画の策定や、建設に当たっての地質調査などの事業関係費で954万3,000円、全体事業費の0.2%の執行をいたしました。平成22年度には、クリーンセンター施設進入道路測量地質調査及び設計業務委託で2,100万円、生活環境影響調査業務委託で1,600万2,575円、その他事務費合わせまして3,709万7,000円、全体事業費の0.79%の執行となっております。平成23年度にあっては、新市建設計画では10億9,726万円となっており、全体事業費の23.3%を占めております。現在までの事業の執行状況は、次のようになっております。クリーンセンター建設整備事業に伴う工事用進入道路整備工事につきましては、11月30日に造成完了をいたしました。その道路を使用いたしまして、當麻クリーンセンターの解体、撤去工事を行います。工期は平成24年3月末でございます。また、昨年11月から周辺で実施しております環境影響調査につきましては、来年平成24年1月下旬に環境影響評価報告書が完成予定でございますので、その後、1カ月の縦覧期間と2週間の意見聴取期間を持たせていただきます。その後、大和都市計画ごみ処理施設の区域を、現在0.9ヘクタールから2.2ヘクタールへの都市計画決定変更の手続きを、3月から平成24年度にかけて進めてまいります。

また、都市計画決定変更後、當麻クリーンセンター敷地の拡張造成工事と新クリーンセンター施設本体等の建設工事の設計施工を予定いたしており、平成23年度で工事用進入道路として整備いたしました前後の区間として、當麻クリーンセンターまでの間の道路部分の拡張工事を行う計画でございます。

以上でございます。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、続きまして、尺土駅周辺整備事業につきまして、ご説明を申し上げます。平成23年11月末現在で、用地並びに補償契約の完了件数は、5件となっております。まだ契約には至っておりませんが、金額的にも了承いただいておりますお宅が3件ございます。残り9件という状況となっております。この9件の中にもほぼ金額的にも了承いただいておりますお宅が2件ございますので、残り7件という状況でございます。この7件につきましては、平成24年度も引き続き用地交渉を進め、契約完了箇所から工事に入りたいと思っております。また、駅出入口東側で11月末をもって撤去を完了いたしました家屋がございますので、この部分につきましても、駅前通りが非常に道路幅員が狭い状態にありますので、通園、通学

の安全の確保、また車の対向場所になるよう、工事を進めてまいりたいと思っております。今後につきましても、早期完成が図れるよう、今後も交渉を進めてまいりたいと思っております。

それでは、次に、新道の駅事業でございますけれども、平成24年度からの事業実施に向け、取り組んでおります。これまで説明させていただいておりますとおり、事業期間は平成24年度から用地買収、測量に入り、早期に施設規模を決定し、造成、施設設計を行い、平成26年度の完成を目指しております。設置場所につきましては、ワーキング会議で検討いただきました太田地区南阪奈道路山麓線が交差する太田南交差点南側を予定しております。設置施設につきましては、情報施設、トイレ、休憩所、直売所、加工施設等を予定しておりますが、各施設とも大きさ、規模的なものはまだ決定しておりません。運営、経営につきましては、當麻の家と同じく、指定管理者制度による方法を考えておりますので、この点につきましては後ほど吉川産業観光部長に答弁をいただきますが、現在、運営、経営につきましては、商工会、農業活性化推進協議会により検討、協議を重ねているところでございます。特に近年は、直販店による新鮮な野菜類を販売する施設が多く設置されていますが、こうした利用者だけではなく、葛城市、奈良県中南和地区の観光を中心とした情報発信基地、拠点として利用してもらえよう、休憩、食事、加工体験などもできる施設を考えております。

以上でございます。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいま白石議員の運営面、経営面の進捗の状況でございます。それについてお答えをさせていただきます。平成27年4月の新道の駅のオープンに向けまして、新道の駅の推進委員会で施設の概要、経営の分析が協議されておりましたが、運営により経営という観念から一層深く考えるために、現在、市内の農業者及び商工業者において、道の駅かつらぎの設立委員会が、平成23年11月28日に設立されました。設立委員会において、道の駅の経営、運営するに当たって、施設規模、運営方法等道の駅全体にかかわる部分を協議していくところであります。また、詳細的には商工業部会、農業部会に分けまして、農産物直売所、加工所、物産販売所、レストランの施設内容や各施設の運営に関する詳細の内容がこれから決定されていくところでございます。経営分析や商圈分析を行う皆が出資に対してもリスクを感じない施設づくりを、また市内の人や市外の人にとっても来る価値のある魅力のある場づくりに、より慎重に考えていくところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 新クリーンセンター建設事業や近鉄尺土駅前周辺整備事業、いずれもおくれておりますけれども、着実に取り組まれている状況であります。私は、新たに提案されております新道の駅事業構想について再質問をしてみたい、このように思います。

新道の駅事業は、地域活性化事業の具体化のために、昨年8月に設置された市民公募によるワーキング会議や検討委員会等において、事業内容や18億円の事業費、運営主体や設置予定箇所等が決定されたのを受けて、平成24年度から用地買収や測量に入り、平成26年度完成、

平成27年度オープンを目指すということであり、議会にこの決定が報告をされたのは、10月25日に開催された都市産業常任委員会が初めてでありました。地域活性化事業については、これまで山麓地域整備基本計画が議会に提案され、議論されてきた経過があります。山麓地域全体を網羅した健康と休養の里、地場産業振興ゾーン、クラインガルテンと花の里、そばの花咲く里、新葛城の道の拠点整備の方向が示されたもので、事業費も10億円でありました。

ことしに入って、新市建設計画を見直す中で、歴史散策ウォーキングロード整備事業を地域活性化事業の中で検討することとなり、事業費が12億5,000万円に増額されたところであり、ワーキング会議や検討委員会は、どのような議論、どのような理由で地域活性化事業を新道の駅事業に集約され、概算事業費を18億円とされたのか、この点をまずお伺いをしたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 平成22年度にこのワーキング会議の方を実施させていただいたんですけども、ワーキング会議の方ではグループの方、3グループに分かれまして、討論を重ねていただきました。その中で、いろいろ意見が出てまいりまして、最終的に集約したのが皆様方にもお見せいたしました全体計画、施設計画というのが最終的なワーキング会議からいただいた資料ということで、皆様方にお渡ししたところでございます。

先ほど、白石議員からのご質問の中にもありましたように、最終的に18億円の金額ということで、常任委員会の方にも金額的にも報告をさせていただいたところなんですけども、この金額につきましては、このワーキング会議の方で出させていただきました施設、規模、これらをワーキング会議の中での試算を行いまして、18億円という事業費を試算させていただいたということでございます。内容についてもいろいろと施設等出てまいりました。中には、近隣で貸し農園もどうだという話もございました。また、山手の方を利用して、山の方からの散策路を設ける、また、山へ登ることによって、東側の大和平野が一望できるという眺望もございましたので、そういった意見も数々出ておったんですけども、最終的には皆様方に簡単な図面でしたけども、お示しさせていただいたのが、ワーキング会議での最終的な役所の方にいただいた決定事項ということでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長からご答弁をいただきました。公募されたワーキング会議の中で、当然、コンサルさんとか、提案された内容について議論され、それを追認ということは語弊がありますが、そういう形で、私は決まってきたのではないかというふうに予測をされます。ここに都市産業常任委員会が出された資料を持っておりますけども、新道の駅の設立要望書が出ております。仮称株式会社道の駅かつらぎ、発起人代表、高木正年さん、堀川雅由さんという形で要望書が出されておりますが、この中では、市が昨年実施された新道の駅検討会議及びワーキング委員会にて、委員さんが決められたことを重視して協議を行っている、こういうこととなります。事業の内容、規模、あるいは運営の形態等々が、もう既に決定をされ、その総合的な管理運営をする株式会社の道の駅かつらぎを設立をする、こういう準備まで進んでいるわけ

であります。大変驚きました。議会というのは、あとは予算の追認をする、こういう役割だけなのか。疑わざるを得ないわけであります。

さらに、その点、部長は、この初めて都市産業常任委員会の中で示された位置の決定についても、ワーキング会議で決定をされている、こういうことであります。位置の予定場所、午前中の溝口議員からの質問でも出ましたけども、予定場所の南西上部の山麓部、ここは新庄商事によって土砂が搬入され、造成工事が行われたところであります。造成地区は、砂防指定地区であります。県が許可した、ところが、新庄商事は、県が許可をした区域、計画を無視して大量の土砂を持ち込んだために、搬入停止の勧告を受け、その後、行方不明になり、放置されたままになっているわけであります。造成地区では、何度か土砂崩れが発生するなど危険な状態で、住民が土砂崩れに巻き込まれる、そういうおそれがあった、こういう話も聞いています。現在、住民、地元住民の不安は全く解消されている、こういうふうには言えない。具体的に、どのように対処されるのか。先ほど、溝口議員の質問に対して、確かにこの土砂の察知するセンサーを取りつけて、移動があれば警報が鳴る通報体制ができた。まさに土砂崩れがあることを前提にしているわけじゃないですか。土砂崩れのおそれは北面はあるけれども、東面はない。こんな答弁はないでしょう。崩れるんですよ。土石流がないから安全だ、こう言えるんですか。まず、お答えいただきたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 確かに今回の計画場所の近くには、白石議員おっしゃいますように、残土により造成された場所がございます。これにつきましては、今回だけではなく、以前よりも数々ご指摘をいただいているところではございます。これにつきましても、県の方へ数々要望を申し上げまして、本年の8月でございますけども、県の砂防課によりまして、監視センサーが設置されたということでございます。このセンサーが働きますと、非常通報が入りまして、現場の方では赤色回転灯が回るということになっております。非常通報が入りますと、太田、寺口、中戸の3大字の区長さんの方なんですけども、一応電話で連絡を行うこととしております。緊急連絡体制につきましても、10月にその説明会を実施しております。また、県の調査では現状での崩土発生は考えられますけども、土石流の発生は低いであろうということではございます。また、崩土等が発生いたしましても、まず北方向への崩壊が考えられるということは、県の方でも言われております。しかし、今回の計画区域まで到達することはないであろうという調査結果をもとに、この事業も進めていきたいという思いでいるところでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 重ねて部長から答弁がありました。ワーキング会議の市民の皆さん、あるいは検討委員会のメンバーの皆さん、現地がそういう危険な状況にあるということをご存じだったんでしょうか。こういうことは説明されたのか、改めて説明を求めます。

西川議長 都市整備部長。

石田都市整備部長 確かに白石議員がおっしゃいますように、ワーキング会議の中で、ここにこういった場所があります、どうのこうのといった説明までは至っておりません。しかし、入って

いただいておりますメンバーの方につきましては、太田、また中戸、寺口の方もいらっしゃいますので、状況的にはご存じだという理解はしております。ワーキング会議の中では、太田の区長もたしかメンバーに入っていたいただいておりますので、状況的にはほぼご存じであったという思いではいてるんですけども。

西川議長 白石君。

白石議員 部長から答弁いただきました。部長の権限では、当然そのような答弁でしか仕方がないと、このように思います。私は、基本的に、この砂防地域に土砂を搬入するということを許可をした県に大きな責任がある、このように思います。私はここで市長に求めておきたい。答弁はいいです。県に対して、新庄商事が計画された図面どおりに実施、代執行していただく、このことを強く求めて、実施してもらいたい。そういう確約がなければ、危険なところには多数の不特定の人が集まる公共施設としてはふさわしくない、言わざるを得ないのであります。

次に移ります。経営の見通しについてであります。経営分析表では、オープン1年目から売り上げ8億5,000万円を見込まれ、収益が1億9,200万円、経常利益が537万円、このように予想されておりますが、これはどのような根拠によるものなのか。また、市場調査の状況、競合する類似施設の把握、この点、なされているのか、説明を求めたいと思います。

西川議長 産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの白石議員の質問でございます。推進委員会の協議会の中におきまして、こういった経営の関連につきまして、お話があったという形になっております。商圈規模におきましては、一応3キロ以内の1次商圈、また30分圏内の2次商圈の人口は76万人がおられると。1次商圈の商業規模におきまして、世帯数の30%とすれば、年間約23億円の商業規模がございます。生鮮品食料で考えれば、約13億円の規模が考察されます。この商業規模をベースにいたしまして、推進委員会において考えられた経営分析から、当施設の当初の売り上げ規模につきましては、全体で約9億1,000万円となっております。設立委員会としては、人がどしどし来てくれるために、どのような魅力を感じる場にすればいいのか、コンセプトを置き、今後施設の配置や経営分析、また商業規模もより一層考えていく、そういったところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 時間が余りありませんので、この経営の問題について、一言申し上げておきたい、このように思います。まさにこの中南和の商業圏、ご承知のように、JA奈良県が総合施設大型物産直売所、平成25年4月グランドオープン、全国最大級の農産物の直売所ができると、こういうことであります。さらに、京奈和道路の竣工の中で、御所市においても同様な施設が一般道路からも進入できる、そういう場所に京奈和道路の中に設置されようと、こうしているわけであります。どういう根拠でこのような経営分析をされたのか、今後、所管の常任委員会でも十分な議論をしていただきたいということを述べておきたい、このように思います。

時間がありませんので、次に移ります。次に、平成24年度の介護保険特別会計予算に係る

第5期介護保険事業計画の保険料の設定並びに介護サービスの向上と基盤整備について、説明を求めておきたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいま白石議員の第5期介護保険事業計画における介護保険料の設定と介護サービスの向上と基盤整備についてでございます。まず、介護保険料についてでございます。現在、国の示すワークシートに基づきまして、平成22年10月及び平成23年7月の実績をもとに、市全体の推計値を用いて計算しております。しかしながら、ここ数カ月、給付費が伸びておりまして、第5期の給付費の見込み料を再検討しなければならないと考えておりまして、12月1日の介護保険事業計画策定委員会におきましてもご報告申し上げております。利用率におきましては、5月以降76%、平成22年度平均につきましては72%でございますが、高くなっておりまして、給付費が伸びる要因となっております。しかしながら、ニーズ調査の結果からも、半数以上の世帯が厳しい生活費でやりくりされているのが実情でございます。介護保険料の高騰を抑えるためにも、適正な介護サービスの利用や介護給付費の適正化対策の強化が必要と思われまます。

したがって、近隣市町村の施設整備状況及び自然増による介護給付費の伸びを勘案しながら、第4期事業計画の実績直近の状況を分析し、介護給付費の適切な見込み額を設定したいと考えています。よって、介護保険料は現在、基準月額4,100円でございますが、見込み額を設定した後、介護保険給付準備基金、これまで6月議会及び9月決算委員会においても質問されております。取り崩して還元することも視野に入れながら、策定委員会におきましても十分ご審議いただき、抑制した適切な介護保険料の設定に努力したいと考えております。なお、平成22年度末の介護給付準備基金は1億6,400万円でございます。

続きまして、介護サービスの向上と基盤整備についてでございます。介護給付費の現状ですが、平成23年度の給付見込み額を推計いたしますと、居宅サービスにつきましては、計画値の90%でございますが、対前年比では108.0%、平成21年度からは106.7%の伸びを見込んでおります。先ほど申しましたように、特に最近数カ月、給付費が伸びており、認定者における利用率もふえている現状でございます。また、施設サービスについても計画値の102.5%を見込んでおります。こういった最近の給付実績の動向、介護サービスの質の向上、周辺市町村における施設サービスの動向などを勘案し、適切な介護サービス見込み料を設定したいと考えております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長の方からご答弁をいただきました。この間の第5期介護保険事業計画の策定に当たって、介護給付費準備基金、今、1億6,400万円、積み立てられています。これは、第3期事業計画の策定のときに、基準月額2,650円から4,100円に値上げをした。さらに、第4期もその4,100円を引き続いて、この保険料を決定し、継続をしてきた。その結果、それぞれの期の決算が黒字となり、準備基金に1億6,400万円のもの基金が造成されることになったわけでありまます。厚労省は、準備基金については、これはそれぞれの期の被保険者に還元をすべきだと。

最低、次期の介護保険事業計画の策定の中で、歳入に入れるべきだと、このように言われています。

そこでお伺いしたい。1億6,400万円の準備基金、第5期基本計画にどれほど取り崩して歳入に入れるのか、お答えいただきたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。今現在、積み立てております1億6,400万円の準備基金、どれほど入れるかということでございますが、これにつきましても、ワークシートの中で計算いたしまして、また今後のいわゆる介護保険策定委員会にも諮っていただき、この中でいろんな意見を確認していただきまして、適切な基準月額という中で、この中で幾らかということとはちょっと申し上げられませんが、還元ということの大前提の中で取り組んでいきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 なかなか明言できない。もう既に国は介護保険料の積算するワークシートを都道府県、市町村に配布されています。当然、基礎的な数字が入れられればですね。保険料が出てくる仕組みであります。当然、その中で、1億円を繰り入れれば、私の試算では、基準月額約3,800円、1億4,000万円を取り崩せば、約基準月額3,700円程度になるわけであります。厚労省は、この介護保険料を抑制するために、その準備基金の活用を市町村に指示をしているわけありますので、ぜひこの準備基金の繰り入れを思い切ってやっていただきたいと思います。

もう1点、お伺いしておきたい、このように思います。それは、財政安定化基金の活用についてであります。厚労省は、本年6月22日、介護サービスの基盤整備強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の交付についてと題する都道府県知事あての老健局長通知を出しています。この通知によりますと、財政安定化基金の特例として、都道府県は平成24年に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとする、基金を取り崩したときは、保険料の増加の抑制のため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付しなければならないものとする、このように明記をしております。今、奈良県の財政安定化基金には、33億円が積み立てられています。ところが、奈良県市町村の介護保険の会計は、この2期、3期、4期については、全く財政安定化基金の交付を受けてなければ、貸し付けも受けていないという状況です。全く使われていないんですね。だから、国はこのように取り崩して、保険料の抑制に使いなさい、こう言っているわけです。葛城市の拠出金の合計は2,400万円と、このように聞いています。33億円のうち、半分は取り崩したとしたら、本市で約1,200万円が第5期の事業計画の歳入として繰り入れて、保険料の引き下げに寄与できるものであります。

最後に、時間がありませんので、市長にお伺いしておきたいと思います。介護保険給付費準備基金1億6,400万円、更に、その上に国は財政安定化基金を活用して、保険料の抑制に使いなさい、それが額は定かではないけれども、これまで拠出をした2,483万円の半分とすれば、1,200万円程度が繰り入れられる可能性がある。第5期介護保険事業計画で、保険料、値

上げは論外であります。据え置き、引き下げ、市長の決断にかかっている。ご答弁を求めたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 介護保険の問題につきましては、第3期の2,650円の時から値上げをするというときに、私も議員でありました。苦渋の選択をさせていただいた覚えがございます。現在4,100円というところで、第5期を策定するに当たって、先ほど部長が答弁をいたしましたように、基金の幾らを取り崩せるかということは、まず先ほども申しましたように、最近、ここ数カ月の介護保険の使用される割合が、利用率というのが76%、4ポイント、5ポイント上がってきておりますので、これを踏まえた上で計算をしていかなきゃならないだろうと。その上で、なおかつどのような形でできるのか。でき得るならば、今ある金額よりも安い金額でという思いはありますけれども、3年間、それでもつのかということをしかりと見据えた上で、計算をして、皆さんの前にご提示をさせていただかなければならないだろうというふうに思っております。思いとしては、できるだけ皆さんに安く提供できるようにというか、利用していただけるようにしていきたいという思いで、そのような思いを持った上で、これからの計画に当たっていきたいというふうに考えております。

西川議長 白石君。

白石議員 市長から答弁いただきました。なかなか現在の介護保険給付サービスの利用状況から判断しにくいと、こういうことでありますけれども、基本はできるだけ安く利用していただきたい、まさに市長、市民の皆さんに喜んでいただけたらいいんじゃないかと。出馬表明を高らかにして、その上に介護保険料が下がった、これは男前ですね。ぜひ、このことを求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

西川議長 これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問は全て終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月22日午前10時から再開をいたしますので、9時30分にご参集を願います。

なお、あす14日から19日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後3時02分